

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	令和2年9月17日
【発行者名】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 新田 恭久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	山本 亮子
【電話番号】	03-5224-3400
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン
(以下「ファンド」ということがあります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるイーストスプリング・インベストメンツ株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（上記金額には、申込手数料ならびに申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。）

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、自動けいぞく投資契約（後記「(12) その他」をご参照ください。以下同じ。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりには換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業者および登録金融機関（以下「販売会社」といいます。）または下記照会先までお問合せください。その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄にも掲載されます。ファンド名は「グロアジ」と略称で掲載されています。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

(5)【申込手数料】

申込手数料は、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料率は、お申込みの販売会社または前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(6)【申込単位】

申込単位は、各販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。

各販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

(7)【申込期間】

2020年9月18日から2021年3月18日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、申込代金をお申込みの販売会社の定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託者である三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払込取扱場所については、お申込みの販売会社にご確認ください。払込取扱場所についてご不明の場合は、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みの方法

受益権の取得申込みは、以下の日にあたる場合を除く販売会社の毎営業日（ただし、収益分配金の再投資にかかる取得申込みの場合は除きます。）に受付けます。

- 1．シンガポールの金融商品取引所の休場日
- 2．シンガポールの銀行休業日
- 3．ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日
- 4．ルクセンブルグの銀行休業日
- 5．インドおよび中国の金融商品取引所がともに休場となる日

ただし、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。

お申込みの受付けは、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとします。

受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。なお、申込代金には利息は付きません。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みません。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

日本以外の地域における発行
行いません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主として日本を除くアジア地域において相対的に高い経済成長が見込まれる国の株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。

以下、本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券（振替投資口を含みます。）を「投資信託証券」といいます。

基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信 / 海外 / 株式に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する商品分類の定義

「追加型投信」... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「株式」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回 (毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
公債	その他	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東（中東）		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (株式))				
資産複合				

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドが該当する属性区分の定義

- 「その他資産（投資信託証券（株式））」... 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、実質的に株式に投資する旨の記載があるものをいいます。
- 「年2回」... 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 「アジア」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「ファンド・オブ・ファンズ」... 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- 「為替ヘッジなし」... 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
- * 上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は1,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 「グローイング・アジア」の株式を実質的な主要投資対象とします。
 - ・主として日本を除くアジア地域において相対的に高い経済成長が見込まれる国の株式に実質的に投資を行い、中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。
 - ・高い経済成長が続くアジア地域で、今後も特に高い成長が期待できると考えられる国々を当社では「グローイング・アジア」と呼び、当ファンドの実質的な主要投資対象国とします。
 - ・ルクセンブルグ籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ」のサブファンド（米ドル建て）への投資を通じて、主要投資対象国の株式に投資を行います。一般に、一つの外国投資法人の下で運用対象に応じて個々に設定されるファンドをサブファンドといいます。実際の運用はサブファンドごとに行われます。

<主要投資対象国>

中国、インド、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム
 （2020年7月末現在。主要投資対象国は、今後変更される場合があります。）



2. 投資信託証券への投資に当たっては、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

充実したアジアのネットワーク

- ・イーストスプリング・インベストメンツの属するグループは、アジアにおける14の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。
- ・当ファンドの運用および組入投資信託証券の運用を担当するイーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドの株式運用チームは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。

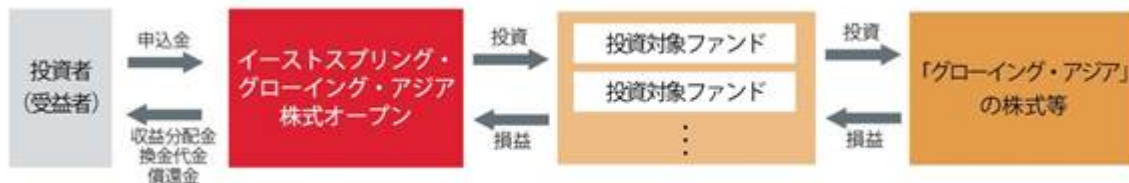


（2020年7月末現在）

3. ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンドの仕組み

- ・当ファンドは、複数の投資信託証券（投資対象ファンド）に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



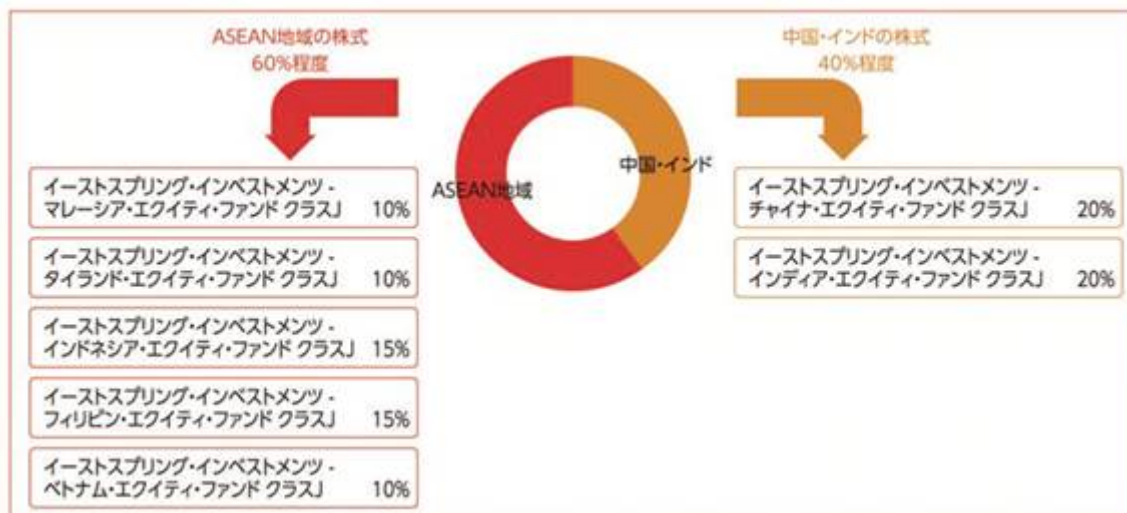
投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

ファンドは実質的にアジア各国・地域の株式に投資するため、その基準価額は、株式の値動きに加え、円対現地通貨等の為替相場の動きに影響を受けます。

4. 実質的な主要投資対象国の選定および国別の投資割合は、株式市場の規模および市場見通しに基づいて決定されます。

- ・当ファンドは、原則として、アジアの経済成長を牽引する中国とインドの株式に40%程度、内需拡大や輸出の増加などから高い成長が期待されるASEAN地域の株式に60%程度、実質的に投資を行います。
- ・実際の投資配分は、市場動向等を勘案し、基本比率の上下一定の範囲内で決定されます。

< 基本比率 >



上記サブファンドの運用はイーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが行います。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

基本比率および投資対象とする投資信託証券は、今後変更される場合があります。

A S E A N：東南アジア諸国連合。1967年、域内における経済成長、社会・文化的発展の促進などを目的に設立。インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアの10カ国が加盟（2020年7月末現在）。

5. 原則として、為替ヘッジを行いません。

- ・実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

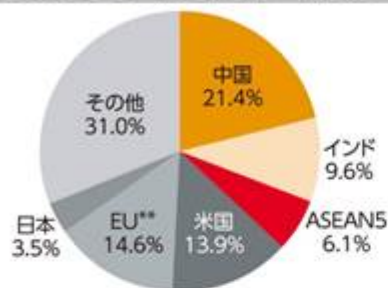
〈ご参考情報〉

「グローイング・アジア」の経済動向

「グローイング・アジア」*の経済規模は年々拡大しており、2024年には世界経済の約37%（購買力平価ベース）まで拡大するとされています。加えて、2020年から2024年の実質GDP成長率（予測値）は平均約6%と、相対的に高い経済成長が予想されています。

*中国、インドおよび東南アジア諸国連合の主要5ヵ国（ASEAN5）（マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム）を指します。

世界のGDPシェア（購買力平価ベース、2024年予測値）



GDPの比較（購買力平価ベース、2019年および2024年の予測値）

	2019年	2024年
世界全体	141.9兆米ドル	186.2兆米ドル
グローイング・アジア	46.6兆米ドル	69.0兆米ドル

購買力平価ベース：各国の物価水準の違いを調整・加味した通貨換算レートを用いて統計上の数値を見る手法。 ** 欧州連合

出所：IMF世界経済見通しデータベース（2019年10月）のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

※四捨五入の関係上、グラフの中の数字の合計が100%にならない場合があります。

国・地域別実質GDP成長率の推移

（2019年～2024年）

	2019年 (予測値、%)	2020年～2024年 (予測値平均、%)
先進国	1.7	1.6
EU	1.5	1.6
オーストラリア	1.7	2.6
米国	2.4	1.7
日本	0.9	0.5
新興国	3.9	4.8
新興アジア	5.9	6.0
中国	6.1	5.7
インド	6.1	7.3
フィリピン	5.7	6.4
ベトナム	6.5	6.5
マレーシア	4.5	4.8
インドネシア	5.0	5.2
タイ	2.9	3.5

出所：IMF世界経済見通しデータベース（2019年10月）のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

人口・消費

「グローイング・アジア」の人口は、世界の人口の約44%を占めています（2019年予測値、出所：IMF世界経済見通しデータベース（2019年10月））。また、労働や消費の拡大を担う若い世代の人口が多いことが特徴として挙げられます。

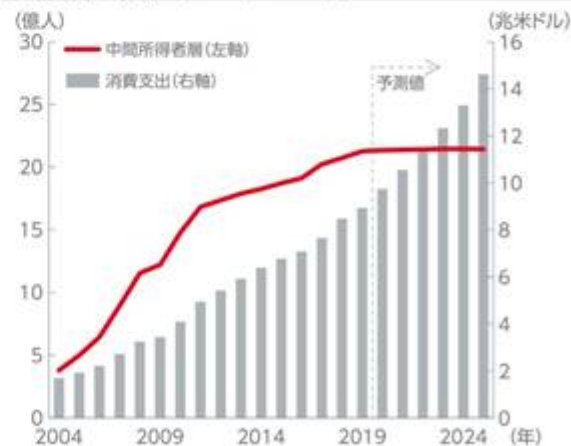
日本およびグローイング・アジアの人口構成の比較（2020年、2035年ともに予測値）



出所：国際連合「World Population Prospects 2019」のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

消費の拡大を見る上で、一つの目安となるのが中間所得者層の存在です。中間所得者層が増えて消費が拡大すると、ショッピングモールなどの消費活動の場も増加し、さらに消費が拡大する傾向にあります。

グローイング・アジア 中間所得者層の人口および消費支出の推移（2004年～2025年）



出所：Euromonitor Internationalのデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。2020年以降は予測値。中間所得者層の人数は、中間所得者層の家計比率×人口で算出。中間所得者層とは、年間世帯可処分所得が、5,000米ドル以上35,000米ドル未満の所得者層を指します。

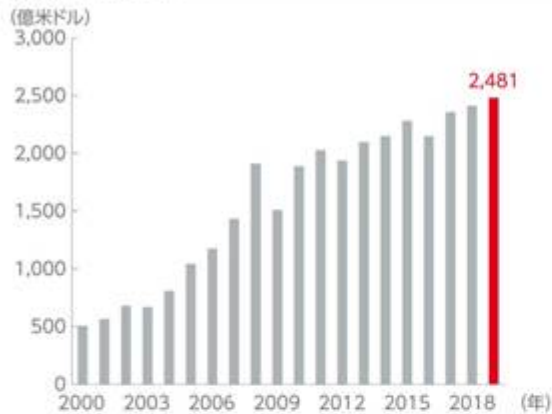
※上記は作成時点における各種データに基づき作成したものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。当資料の内容は作成日である2020年8月時点で入手できる情報をもとに作成しております。そのため、新型コロナウイルスの感染拡大による影響等が十分に反映できていない可能性があります。

<ご参考情報>

海外からの投資

多くの若年人口を抱える「グローイング・アジア」は、生産の拡大を狙う日本の製造業をはじめ、世界中の企業から有望視されており、近年直接投資は増加傾向にあります。

グローイング・アジアへの直接投資金額の推移 (2000年～2019年)



出所：UNCTADのデータに基づきイーストスプリング・インベスツメンツ作成。

インフラ整備

アジアにおけるインフラ需要は、電力を中心に 2016～2030年の15年間で約26兆米ドル（約2,900兆円*）にのぼるとされています。今後の投資拡大が期待されます。※1米ドル=110円で換算。

アジアで現在進んでいるインフラ開発計画の例

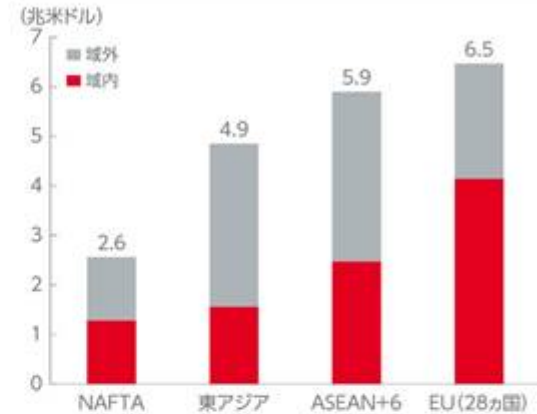


出所：経済産業省の資料および各種報道等に基づきイーストスプリング・インベスツメンツ作成。

アジア域内の連携

アジア地域の輸出は年々活発化しており、EUに匹敵する一大経済圏に成長しています。また、貿易の自由化が進展し、相互経済協力体制の構築が進めば、域内貿易の更なる拡大が期待されます。

各地域・経済共同体の貿易額（輸出ベース、2018年）



NAFTA：米国、カナダ、メキシコ
東アジア：ASEAN、中国、韓国、台湾
ASEAN+6：ASEAN、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド
出所：JETRO「世界貿易マトリクス・輸出額」（2018年）のデータに基づきイーストスプリング・インベスツメンツ作成。

<株価の推移>

アジアの株式市場は 2015 年の中国の景気減速懸念等から調整しましたが、金融危機以降中長期的には堅調に推移してします。2020 年も新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けるものの、今後の回復が期待されます。

アジア地域の株価の推移

(2007年6月末～2020年7月末、円ベース)



出所：Bloomberg LPのデータに基づきイーストスプリング・インベスツメンツ作成。税引前配当金再投資。2007年6月末を100として指数化。
※MSCI指数はMSCI Incが算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Incに帰属します。またMSCI Incは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

※上記は作成時点における各種データに基づき作成したものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。当資料の内容は作成日である2020年8月時点で入手できる情報をもとに作成しております。そのため、新型コロナウイルスの感染拡大による影響等が十分に反映できていない可能性があります。

(2) 【ファンドの沿革】

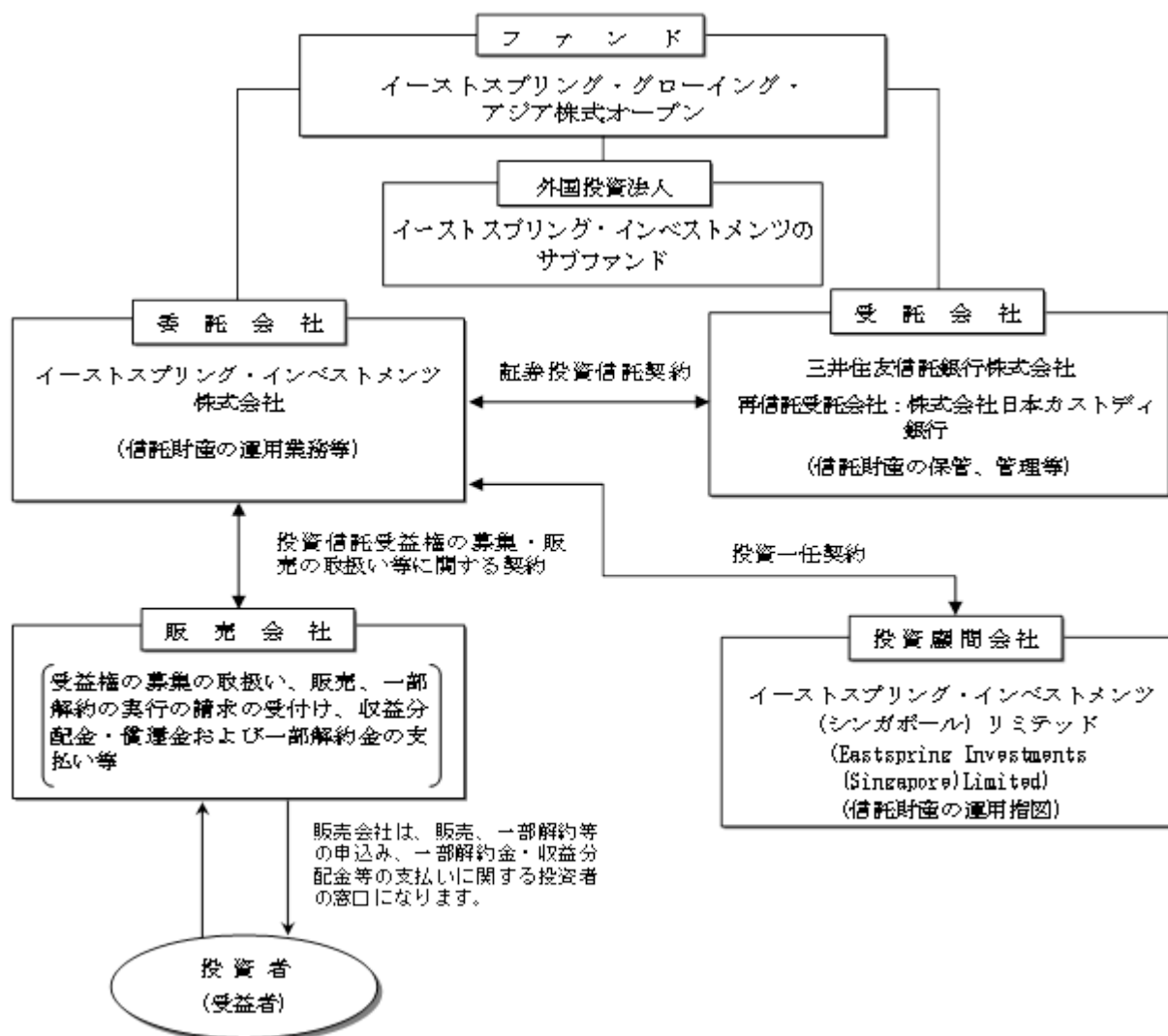
2007年6月29日 証券投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

2012年2月14日 ファンド名を「P C A グローイング・アジア株式オープン」から「イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン」に変更

投資顧問会社の商号を「イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人

1. 委託会社：イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
当ファンドの委託者として信託財産の運用業務等を行います。
2. 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)
当ファンドの受託者として信託財産の保管、管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。
3. 販売会社：
当ファンドの投資信託受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。
4. 投資顧問会社：イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
(Eastspring Investments (Singapore) Limited)
委託会社より運用指図に関する権限の一部につき委託を受けて投資判断・発注等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

- 1．受託会社と締結している契約
証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。
- 2．販売会社と締結している契約
投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金・一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。
- 3．投資顧問会社と締結している契約
投資一任契約が締結されており、運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬等が定められています。

委託会社の概況

- 1．資本金の額
2020年7月末現在 649.5百万円
- 2．委託会社の沿革
1999年12月 ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立
2000年1月 投資顧問業の登録
2000年5月 投資一任契約にかかる業務の認可を取得
2000年5月 証券投資信託委託業の認可を取得
2002年1月 ピーシーイー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更
2007年9月 金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録
2010年12月 PCAアセット・マネジメント株式会社へ商号変更
2012年2月 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更
- 3．大株主の状況（2020年7月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（以下「PCHL」といいます。）（注）	英国 ロンドン市 エンジェルコート 1 EC2R 7AG	23,060株	100%

（注）PCHLは、世界有数の金融サービスグループを展開する英国ブルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の间接子会社です。なお、最終親会社およびPCHLは、主に米国で事業を展開しているブルデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のP&G社の子会社であるブルーデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

1. 主として、日本を除くアジア地域において相対的に高い経済成長が見込まれる国の株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
2. 投資信託証券の組入れ比率は、原則として高位を保ちます。
3. 実質的な投資対象国および国別の資産配分は、株式市場規模および市場見通しに基づき決定します。
4. 投資対象とする投資信託証券は、前記1.に定める要件の範囲内で、委託会社が選定した別に定める投資信託証券から選定するものとします。ただし、アジア各国の株式市場規模および経済成長率の変化等により、前記1.に定める要件の範囲内で、委託会社の裁量により投資対象とする投資信託証券の追加または削除を行う場合があります。
5. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
6. イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を委託します。
7. 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

上記4.の「別に定める投資信託証券」とは、ルクセンブルグ籍外国投資法人である「イーストスプリング・インベストメンツ」のサブファンドの投資証券のうち、アジア各国の株式に投資する以下の投資証券とします（有価証券届出書提出日現在）。以下同じ。

イーストスプリング・インベストメンツ - チャイナ・エクイティ・ファンド クラスJ
イーストスプリング・インベストメンツ - インディア・エクイティ・ファンド クラスJ
イーストスプリング・インベストメンツ - マレーシア・エクイティ・ファンド クラスJ
イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド クラスJ
イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド クラスJ
イーストスプリング・インベストメンツ - フィリピン・エクイティ・ファンド クラスJ
イーストスプリング・インベストメンツ - ベトナム・エクイティ・ファンド クラスJ

< 投資信託証券の選定方針 >

投資信託証券の投資対象および投資方針が当ファンドの投資方針に適合することを重視して、上記投資信託証券を選定しました。

<投資対象ファンドの概要>

(注) 下記の記載事項は、有価証券届出書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づき作成しておりますが、今後記載内容が変更される場合があります。

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ - チャイナ・エクイティ・ファンド クラスJ (略称:チャイナ・エクイティ)	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人/オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、中国の企業の株式または株式関連証券に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連証券を主要投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国で設立または上場している企業 ・ 主に中国において事業展開を行っている企業 ・ 収益の相当部分を中国で得ている企業 ・ 子会社または関連会社が収益の相当部分を中国で得ている企業 投資対象は、取引所に上場されている株式、ADR、GDR等の預託証券、転換社債、優先株、ワラント債を含みますが、これらに限定されるものではありません。	
ベンチマーク	MSCI China 10/40 Index (MSCIチャイナ 10/40指数) ¹	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ (シンガポール) リミテッド
	投資顧問会社	イーストスプリング・インベストメンツ (香港) リミテッド
	管理会社	イーストスプリング・インベストメンツ (ルクセンブルグ) S.A.
ファンドの特徴	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主として、中国の企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチに基づく銘柄選択により、中長期的な超過収益の獲得を目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。 4. イーストスプリング・インベストメンツ (香港) リミテッドが投資助言を行います。 	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.225%
	管理費用等	年率0.20%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設立日	2007年7月2日	
決算日	毎年12月31日	

¹ MSCI指数はMSCI Inc.が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI指数については、以下同じ。

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ - インディア・エクイティ・ファンド クラスJ (略称:インドア・エクイティ)	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人/オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、インドの企業の株式または株式関連証券に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	

主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連証券を主要投資対象とします。 ・インドで設立または上場している企業 ・インドにおいて主に事業展開を行っている企業 なお、ADR、GDR等の預託証券、転換社債、優先株、ワラント債にも投資することができます。	
ベンチマーク	MSCI India Index (MSCIインド指数)	
ファンドの 関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド
	管理会社	イーストスプリング・インベストメンツ(ルクセンブルグ)S.A.
ファンドの 特徴	1. 主として、インドの企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチに基づく銘柄選択により、中長期的な超過収益の獲得を目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.225%
	管理費用等	年率0.40%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設立日	2007年7月2日	
決算日	毎年12月31日	

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ - マレーシア・エクイティ・ファンド クラスJ (略称：マレーシア・エクイティ)	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人 / オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の 基本方針	主として、マレーシアの企業の株式または株式関連証券に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連証券を主要投資対象とします。 ・マレーシアで設立または上場している企業 ・マレーシアにおいて主に事業展開を行っている企業 なお、ADR、GDR等の預託証券、転換社債、優先株、ワラント債にも投資することができます。	
ベンチマーク	MSCI Malaysia Index (MSCIマレーシア指数)	
ファンドの 関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド
	管理会社	イーストスプリング・インベストメンツ(ルクセンブルグ)S.A.
ファンドの 特徴	1. 主として、マレーシアの企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチに基づく銘柄選択により、中長期的な超過収益の獲得を目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.25%
	管理費用等	年率0.30%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設立日	2007年7月2日	
決算日	毎年12月31日	

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド クラスJ（略称：タイランド・エクイティ）	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人 / オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、タイの企業の株式または株式関連証券に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連証券を主要投資対象とします。 ・タイで設立または上場している企業 ・タイにおいて主に事業展開を行っている企業 なお、ADR、GDR等の預託証券、転換社債、優先株、ワラント債にも投資することができます。	
ベンチマーク	SET50 Index（SET50指数） ²	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	イーストスプリング・インベストメンツ（ルクセンブルグ）S.A.
ファンドの特徴	1. 主として、タイの企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチに基づく銘柄選択により、中長期的な超過収益の獲得を目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.225%
	管理費用等	年率0.20%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設立日	2007年7月2日	
決算日	毎年12月31日	

² SET50 Index（SET50指数）は、タイ証券取引所（以下「SET」といいます。）がその商標権を有し、その知的財産権はSETにあります。SETはその適切性、十分な品質その他を保証するものではありません。SETは本情報を利用することにより生じうる過誤、省略または損失について何ら責任を負いません。

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド クラスJ（略称：インドネシア・エクイティ）	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人 / オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、インドネシアの企業の株式または株式関連証券に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連証券を主要投資対象とします。 ・インドネシアで設立または上場している企業 ・インドネシアにおいて主に事業展開を行っている企業 なお、ADR、GDR等の預託証券、転換社債、優先株、ワラント債にも投資することができます。	
ベンチマーク	MSCI Indonesia 10/40 Index（MSCIインドネシア 10/40指数）	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	イーストスプリング・インベストメンツ（ルクセンブルグ）S.A.

ファンドの特徴	1. 主として、インドネシアの企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチに基づく銘柄選択により、中長期的な超過収益の獲得を目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.225%
	管理費用等	年率0.20%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設立日	2007年7月2日	
決算日	毎年12月31日	

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ - フィリピン・エクイティ・ファンド クラスJ（略称：フィリピン・エクイティ）	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人 / オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、フィリピンの企業の株式または株式関連証券に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連証券を主要投資対象とします。 ・フィリピンで設立または上場している企業 ・フィリピンにおいて主に事業展開を行っている企業 なお、ADR、GDR等の預託証券、転換社債、優先株、ワラント債にも投資することができます。	
ベンチマーク	PSEi Index（フィリピン総合指数） ³	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	イーストスプリング・インベストメンツ（ルクセンブルグ）S.A.
ファンドの特徴	1. 主として、フィリピンの企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチに基づく銘柄選択により、中長期的な超過収益の獲得を目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.25%
	管理費用等	年率0.25%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設立日	2007年7月2日	
決算日	毎年12月31日	

³ PSEi Index（フィリピン総合指数）はフィリピン証券取引所が公表している指数です。

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ - ベトナム・エクイティ・ファンド クラスJ（略称：ベトナム・エクイティ）	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人 / オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、ベトナムの企業の株式または株式関連証券に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	

主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連証券を主要投資対象とします。 ・ベトナムで設立または上場している企業 ・ベトナムにおいて主に事業展開を行っている企業 ・収益の相当部分をベトナムで得ている企業 ・子会社または関連会社が収益の相当部分をベトナムで得ている企業	
ベンチマーク	FTSE Vietnam All-Share Index (FTSEベトナム・オールシェア指数) ⁴	
ファンドの 関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド
	管理会社	イーストスプリング・インベストメンツ(ルクセンブルグ)S.A.
ファンドの 特徴	1. 主として、ベトナムの企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチに基づく銘柄選択により、中長期的な超過収益の獲得を目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.30%
	管理費用等	年率0.40%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設立日	2007年7月2日	
決算日	毎年12月31日	

4 FTSE Vietnam All-Share Index (FTSEベトナム・オールシェア指数)はFTSE International Limitedが公表している指数です。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ 有価証券

ロ 金銭債権(上記イおよび下記ハに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)

ハ 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。)は、信託金を主として別に定める投資信託証券に投資を行うほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

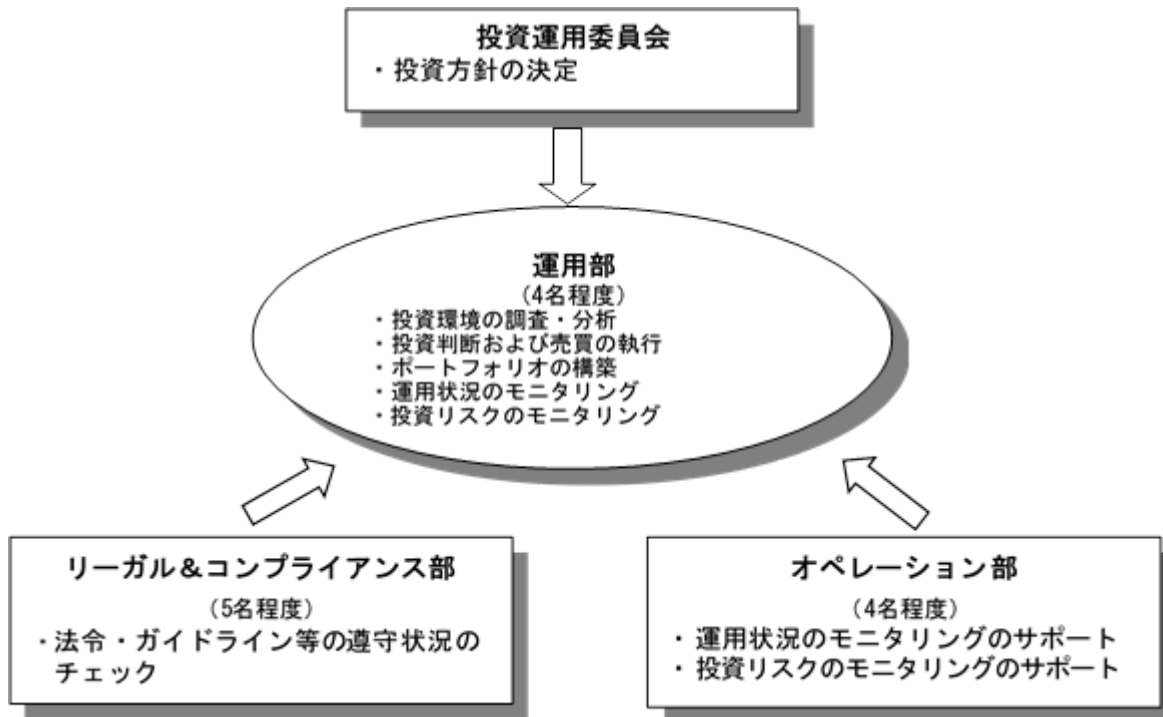
4. 手形割引市場において売買される手形

ただし、上記にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記1．から4．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 委託会社の運用体制および内部管理体制 >



1. 投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
2. 運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

< 運用体制に関する社内規則 >

委託会社は、「投資運用業に係る業務運営規程」および「業務委託およびサプライヤーに関する規程」に則って運用を行います。

< 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行っています。

投資顧問会社に対しては「業務委託およびサプライヤーに関する規程」に則り、ガイドラインの遵守状況等のチェックが行われていることの確認を行っています。

委託会社は、投資一任契約に基づき、投資顧問会社に運用指図に関する権限の一部を委託します。

< 投資顧問会社の運用体制 >

1. グローバルな経済データの分析結果等をもとに、各市場への投資方針を決定します。
2. 1.の結果をもとに、ファンド・マネジャーが最終的な投資判断および売買の執行を行い、当ファンドのポートフォリオを構築します。

3. リスク&パフォーマンス・ミーティングが月次で開催され、運用実績およびリスクが適正であったかについて分析を行います。また、運用状況、市場環境等により必要と認められる場合には、臨時でミーティングを開催します。

なお、ファンドの運用体制は2020年7月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
2. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5)【投資制限】

< 信託約款に定める投資制限 >

1. 投資信託証券への投資制限
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
2. 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
3. 株式への投資制限
株式への直接投資は行いません。
4. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
5. 外国為替予約取引の指図
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。
6. 信用リスク集中回避のための投資制限
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
7. 資金の借入れ
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みま

す。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合も含まれます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支払われます。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1. 株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは、主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。

2. 為替変動リスク

為替相場は投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

3. 信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。当ファンドが実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。

4. 流動性リスク

実質的に組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

5. カントリーリスク

一般に、新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があり、政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主として新興国の有価証券に投資を行いますので、投資対象国・地域において、上記の要因等により投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

1. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
2. 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
3. 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を中止すること、すでに

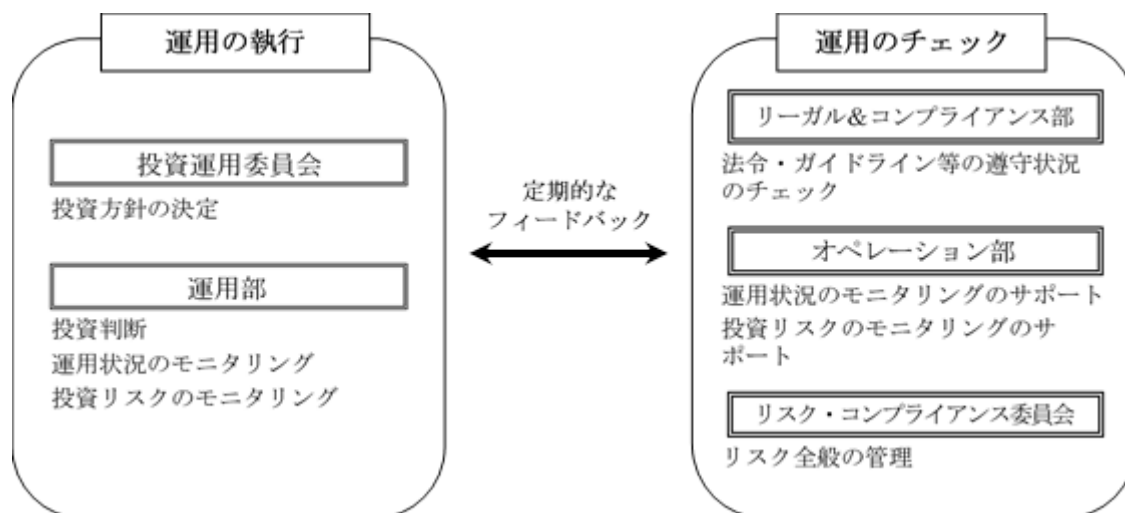
受付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を取消すこと、またはその両方を行うことがあります。

4. 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
5. 実質的な投資対象国および国別の資産配分は、株式市場規模および市場見通しに基づき決定するため、変更となることがあります。また、当ファンドの投資対象とする投資信託証券は、2投資方針（1）投資方針 投資態度1．に定める要件の範囲内で、委託会社の裁量により追加または削除を行う場合があります。
6. 税制が変更されたときには、基準価額が影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。
7. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
8. 当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。
9. 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制等

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

1. 委託会社における投資リスク管理体制



- ・投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
- ・運用部は、運用の委託先における投資方針の遵守状況や運用状況の確認および投資対象ファンドにおける運用状況の確認、ならびに投資リスク等のフロント・モニタリングを行います。さらに、運用部門から独立した部署が、当ファンドの投資ガイドライン等の遵守状況等に関し当該委託先から定期的な報告を求めるなどの所要のモニタリングを行います。
- ・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
- ・リーガル&コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等に関する委託先の定期的な報告を求めるとして所要のモニタリングを行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、リスク・コンプライアンス委員会に報告します。
- ・リスク全般の管理はリスク・コンプライアンス委員会が行います。
- ・重要報告事項については、リスク・コンプライアンス委員会の各委員が、同委員会等に報告し、審議します。

2. 投資顧問会社における投資リスク管理体制

- ・日次でコンプライアンス・チームが、ガイドラインおよび関係法令の遵守状況の確認を行います。
- ・週次で行われるポートフォリオ・ミーティングにおいて、ポートフォリオの性質およびリスクについて報告されます。

- ・リスク＆パフォーマンス・ミーティングが月次で開催され、運用実績およびリスク管理状況の分析を行います。
- ・オーバーサイト・ミーティングが四半期ごとに開催され、運用実績およびリスク管理についてレビューを行います。

なお、投資リスクに対する管理体制等は2020年7月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドの年間騰落率： 2015年8月～2020年7月
分配金再投資基準価額： 2015年8月～2020年7月



■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド： 2015年8月～2020年7月
他の代表的な資産クラス： 2015年8月～2020年7月



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※右のグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスについて、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) の商標又は標章に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)	MSCI 指数 (MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックス) は MSCI Inc が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc に帰属します。また MSCI Inc は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)	
日本国債	NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI は、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。
先進国債	JP モルガン GBI グローバル (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	JP モルガン GBI グローバル (除く日本、ヘッジなし・円ベース)、JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) は JP Morgan Securities LLC が算出、公表しているインデックスであり、著作権、知的財産権は JP Morgan Securities LLC に帰属します。
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。「円換算ベース」は、米ドルベースの指数を委託会社が円換算したものです。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料は、購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

申込手数料率は、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
 電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）
 ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、解約に際しては、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額としてご負担いただきます。

(3)【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率1.463%（税抜1.33%）を乗じて得た額が信託報酬として計算されます。信託財産の費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。

信託報酬の配分は、以下の通りです。

	各販売会社の取扱い純資産残高のうち	
	100億円以下の部分	100億円超の部分
委託会社	年率 0.660%（税抜 0.60%）	年率 0.605%（税抜 0.55%）
販売会社	年率 0.770%（税抜 0.70%）	年率 0.825%（税抜 0.75%）
受託会社	年率 0.033%（税抜 0.03%）	年率 0.033%（税抜 0.03%）

<信託報酬とその支払先の役務について>

信託報酬	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

委託会社が受取る報酬には、投資顧問会社であるイーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドへの報酬（信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た額）が含まれます。

なお、このほかに当ファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）に関しても運用報酬等（年率0.51625%程度）がかかります。

当ファンドの信託報酬に、投資対象とする投資信託証券の運用報酬等を加算した実質的な信託報酬は、年率1.97925%程度（税込）です。当該信託報酬は2020年7月末現在の基本比率に基づくものであり、投資信託証券の変更や組入状況等により変動することがあります。

（ご参考：投資対象ファンドの運用報酬等）

投資対象ファンド	運用報酬	管理費用等
チャイナ・エクイティ クラスJ	年率0.225%	年率0.20%程度
インドア・エクイティ クラスJ	年率0.225%	年率0.40%程度
マレーシア・エクイティ クラスJ	年率0.250%	年率0.30%程度
タイランド・エクイティ クラスJ	年率0.225%	年率0.20%程度
インドネシア・エクイティ クラスJ	年率0.225%	年率0.20%程度
フィリピン・エクイティ クラスJ	年率0.250%	年率0.25%程度
ベトナム・エクイティ クラスJ	年率0.300%	年率0.40%程度

上記のほか、有価証券売買時の売買委託手数料等は各サブファンドが負担します。なお、申込手数料はありません。

投資対象ファンドは、今後変更される場合があります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

委託会社は、上記 に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払った金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることできます。

上記 において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用は、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。

上記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等相当額とともに信託財産中から支払われ、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

<その他の手数料等の役務について>

監査費用	監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用
売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用

上記（４）に掲げる「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1．個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として以下の表の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

なお、配当控除の適用はありません。

b. 一部解約金および償還金

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として以下の表の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、原則として確定申告は不要です。

期間	税率
2037年12月31日まで	20.315% （所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20% （所得税15%、地方税5%）

2037年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告等において、上場株式等の譲渡益および配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金については、確定申告等において、上場株式等および特定公社債等の譲渡損との損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

2．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額について、以下の表の税率で源泉徴収が行われます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
2037年12月31日まで	15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)
2038年1月1日以降	15% (所得税15%)

2037年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

個別元本について

- 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

上記の内容は2020年7月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は、2020年7月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	3,684,712,129	97.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	109,246,142	2.88
合計(純資産総額)		3,793,958,271	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルグ	投資証券	イーストスプリング・インベストメンツ・チャイナ・エクイティ・ファンドクラスJ	324,322.053	2,151.62	697,818,464	2,293.45	743,819,525	19.61
ルクセンブルグ	投資証券	イーストスプリング・インベストメンツ・インドア・エクイティ・ファンドクラスJ	472,719.983	1,404.77	664,066,632	1,547.97	731,758,904	19.29
ルクセンブルグ	投資証券	イーストスプリング・インベストメンツ・フィリピン・エクイティ・ファンドクラスJ	312,900.72	1,859.99	581,994,635	1,777.36	556,138,224	14.66
ルクセンブルグ	投資証券	イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・エクイティ・ファンドクラスJ	347,676.507	1,573.31	547,005,363	1,596.09	554,923,483	14.63
ルクセンブルグ	投資証券	イーストスプリング・インベストメンツ・マレーシア・エクイティ・ファンドクラスJ	289,022.311	1,209.17	349,478,842	1,277.68	369,280,627	9.73
ルクセンブルグ	投資証券	イーストスプリング・インベストメンツ・ベトナム・エクイティ・ファンドクラスJ	316,750.947	1,209.54	383,123,708	1,154.26	365,613,265	9.64
ルクセンブルグ	投資証券	イーストスプリング・インベストメンツ・タイランド・エクイティ・ファンドクラスJ	156,568.632	2,485.56	389,162,085	2,319.60	363,178,101	9.57

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.12

合計	97.12
----	-------

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円)		1口当たり 純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第7期	(2010年12月20日)	20,062	20,062	0.8543	0.8543
第8期	(2011年 6月20日)	17,637	17,637	0.8173	0.8173
第9期	(2011年12月20日)	13,613	13,613	0.6912	0.6912
第10期	(2012年 6月20日)	13,616	13,616	0.7568	0.7568
第11期	(2012年12月20日)	14,083	14,083	0.9106	0.9106
第12期	(2013年 6月20日)	12,164	12,403	1.0180	1.0380
第13期	(2013年12月20日)	9,603	10,176	1.0056	1.0656
第14期	(2014年 6月20日)	8,402	9,074	1.0011	1.0811
第15期	(2014年12月22日)	8,215	8,981	1.0738	1.1738
第16期	(2015年 6月22日)	8,114	8,416	1.0767	1.1167
第17期	(2015年12月21日)	6,354	6,354	0.9083	0.9083
第18期	(2016年 6月20日)	5,529	5,529	0.8193	0.8193
第19期	(2016年12月20日)	5,820	5,820	0.9278	0.9278
第20期	(2017年 6月20日)	5,917	5,975	1.0231	1.0331
第21期	(2017年12月20日)	5,820	6,087	1.0899	1.1399
第22期	(2018年 6月20日)	5,316	5,316	1.0088	1.0088
第23期	(2018年12月20日)	5,042	5,042	0.9841	0.9841
第24期	(2019年 6月20日)	4,896	4,896	1.0016	1.0016
第25期	(2019年12月20日)	4,681	4,681	1.0139	1.0139
第26期	(2020年 6月22日)	3,834	3,834	0.8761	0.8761
	2019年 7月末日	4,907	-	1.0127	-
	2019年 8月末日	4,544	-	0.9407	-
	2019年 9月末日	4,643	-	0.9660	-
	2019年10月末日	4,785	-	0.9985	-
	2019年11月末日	4,640	-	0.9963	-
	2019年12月末日	4,701	-	1.0258	-
	2020年 1月末日	4,455	-	0.9832	-
	2020年 2月末日	4,258	-	0.9387	-
	2020年 3月末日	3,205	-	0.7133	-
	2020年 4月末日	3,468	-	0.7880	-
	2020年 5月末日	3,585	-	0.8163	-
	2020年 6月末日	3,802	-	0.8691	-
	2020年 7月末日	3,793	-	0.8749	-

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第7期	2010年 6月22日～2010年12月20日	0.0000
第8期	2010年12月21日～2011年 6月20日	0.0000
第9期	2011年 6月21日～2011年12月20日	0.0000
第10期	2011年12月21日～2012年 6月20日	0.0000
第11期	2012年 6月21日～2012年12月20日	0.0000
第12期	2012年12月21日～2013年 6月20日	0.0200
第13期	2013年 6月21日～2013年12月20日	0.0600
第14期	2013年12月21日～2014年 6月20日	0.0800
第15期	2014年 6月21日～2014年12月22日	0.1000
第16期	2014年12月23日～2015年 6月22日	0.0400
第17期	2015年 6月23日～2015年12月21日	0.0000
第18期	2015年12月22日～2016年 6月20日	0.0000
第19期	2016年 6月21日～2016年12月20日	0.0000
第20期	2016年12月21日～2017年 6月20日	0.0100
第21期	2017年 6月21日～2017年12月20日	0.0500
第22期	2017年12月21日～2018年 6月20日	0.0000
第23期	2018年 6月21日～2018年12月20日	0.0000
第24期	2018年12月21日～2019年 6月20日	0.0000
第25期	2019年 6月21日～2019年12月20日	0.0000
第26期	2019年12月21日～2020年 6月22日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第7期	2010年 6月22日～2010年12月20日	9.7
第8期	2010年12月21日～2011年 6月20日	4.3
第9期	2011年 6月21日～2011年12月20日	15.4
第10期	2011年12月21日～2012年 6月20日	9.5
第11期	2012年 6月21日～2012年12月20日	20.3
第12期	2012年12月21日～2013年 6月20日	14.0
第13期	2013年 6月21日～2013年12月20日	4.7
第14期	2013年12月21日～2014年 6月20日	7.5
第15期	2014年 6月21日～2014年12月22日	17.3
第16期	2014年12月23日～2015年 6月22日	4.0
第17期	2015年 6月23日～2015年12月21日	15.6
第18期	2015年12月22日～2016年 6月20日	9.8
第19期	2016年 6月21日～2016年12月20日	13.2
第20期	2016年12月21日～2017年 6月20日	11.3
第21期	2017年 6月21日～2017年12月20日	11.4
第22期	2017年12月21日～2018年 6月20日	7.4
第23期	2018年 6月21日～2018年12月20日	2.4
第24期	2018年12月21日～2019年 6月20日	1.8
第25期	2019年 6月21日～2019年12月20日	1.2
第26期	2019年12月21日～2020年 6月22日	13.6

(注) 収益率は、計算期間末日の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第7期	2010年 6月22日 ~ 2010年12月20日	1,539,740,448	2,656,529,809	23,483,745,557
第8期	2010年12月21日 ~ 2011年 6月20日	1,091,674,042	2,995,867,156	21,579,552,443
第9期	2011年 6月21日 ~ 2011年12月20日	452,592,222	2,337,842,738	19,694,301,927
第10期	2011年12月21日 ~ 2012年 6月20日	478,417,067	2,179,559,645	17,993,159,349
第11期	2012年 6月21日 ~ 2012年12月20日	153,322,639	2,680,285,418	15,466,196,570
第12期	2012年12月21日 ~ 2013年 6月20日	577,909,421	4,094,778,569	11,949,327,422
第13期	2013年 6月21日 ~ 2013年12月20日	207,114,585	2,606,648,091	9,549,793,916
第14期	2013年12月21日 ~ 2014年 6月20日	350,483,871	1,506,888,114	8,393,389,673
第15期	2014年 6月21日 ~ 2014年12月22日	691,191,357	1,433,120,248	7,651,460,782
第16期	2014年12月23日 ~ 2015年 6月22日	601,290,723	716,070,183	7,536,681,322
第17期	2015年 6月23日 ~ 2015年12月21日	225,054,221	765,345,110	6,996,390,433
第18期	2015年12月22日 ~ 2016年 6月20日	82,928,575	329,984,862	6,749,334,146
第19期	2016年 6月21日 ~ 2016年12月20日	76,205,502	552,090,695	6,273,448,953
第20期	2016年12月21日 ~ 2017年 6月20日	93,558,634	582,808,692	5,784,198,895
第21期	2017年 6月21日 ~ 2017年12月20日	331,811,778	775,280,528	5,340,730,145
第22期	2017年12月21日 ~ 2018年 6月20日	322,694,348	393,355,615	5,270,068,878
第23期	2018年 6月21日 ~ 2018年12月20日	106,721,650	253,125,259	5,123,665,269
第24期	2018年12月21日 ~ 2019年 6月20日	97,723,513	332,549,259	4,888,839,523
第25期	2019年 6月21日 ~ 2019年12月20日	96,448,495	367,549,874	4,617,738,144
第26期	2019年12月21日 ~ 2020年 6月22日	176,049,531	417,273,674	4,376,514,001

< 参考情報 >

2020年7月31日現在

■基準価額・純資産の推移（過去10年間）



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

■分配の推移

(1万口当たり・税引前)	
決算期	分配金
2020年 6月	0円
2019年12月	0円
2019年 6月	0円
2018年12月	0円
2018年 6月	0円
設定来累計	4,200円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

■主要な資産の状況

組入資産	基本比率(%)	投資比率(%)
イーストスプリング・インベストメンツ - チャイナ・エクイティ・ファンド クラスJ	20.00	19.61
イーストスプリング・インベストメンツ - インディア・エクイティ・ファンド クラスJ	20.00	19.29
イーストスプリング・インベストメンツ - フィリピン・エクイティ・ファンド クラスJ	15.00	14.66
イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド クラスJ	15.00	14.63
イーストスプリング・インベストメンツ - マレーシア・エクイティ・ファンド クラスJ	10.00	9.73
イーストスプリング・インベストメンツ - ベトナム・エクイティ・ファンド クラスJ	10.00	9.64
イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド クラスJ	10.00	9.57
現金・その他	-	2.88

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

基本比率は、今後変更される場合があります。

組入上位銘柄（各投資対象ファンド別）

イーストスプリング・インベストメンツ - チャイナ・エクイティ・ファンド			イーストスプリング・インベストメンツ - インディア・エクイティ・ファンド		
銘柄	業種	比率(%)	銘柄	業種	比率(%)
1 Tencent Holdings Ltd	メディア・娯楽	9.38	1 Infosys Ltd	ソフトウェア・サービス	10.33
2 Alibaba Group Holding	小売	7.99	2 Reliance Industries Ltd	エネルギー	10.06
3 Ping An Insurance (Group) Company of China Ltd	保険	4.72	3 ICICI Bank Ltd	銀行	6.46
4 AAC Technologies Holdings Inc	テクノロジー・ハードウェア及び機器	4.58	4 Housing Development Finance Corporation Ltd	銀行	5.95
5 JD.com Inc	小売	4.52	5 Tata Consultancy Services Ltd	ソフトウェア・サービス	5.14
イーストスプリング・インベストメンツ - マレーシア・エクイティ・ファンド			イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド		
銘柄	業種	比率(%)	銘柄	業種	比率(%)
1 Public Bank Bhd	銀行	9.41	1 PTT PCL	エネルギー	10.26
2 Top Glove Corporation Bhd	ヘルスケア機器・サービス	7.52	2 Airports of Thailand PCL	運輸	7.68
3 Malayan Banking Bhd	銀行	6.42	3 CP All PCL	食品・生活必需品小売り	6.55
4 Tenaga Nasional Bhd	公益事業	6.20	4 Advanced Info Service PCL	電気通信サービス	6.25
5 Hartalega Holdings Bhd	ヘルスケア機器・サービス	5.94	5 The Siam Cement PCL	素材	4.76
イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド			イーストスプリング・インベストメンツ - フィリピン・エクイティ・ファンド		
銘柄	業種	比率(%)	銘柄	業種	比率(%)
1 Bank Rakyat Indonesia Persero	銀行	8.94	1 SM Investments Corp	資本財	9.96
2 Bank Central Asia Tbk PT	銀行	8.66	2 SM Prime Holdings Inc	不動産	9.89
3 Telekomunikasi Indonesia Persero	電気通信サービス	7.92	3 Ayala Land Inc	不動産	8.51
4 Astra International Tbk PT	自動車・自動車部品	7.35	4 Ayala Corp	資本財	6.51
5 Bank Negara Indonesia Persero	銀行	5.52	5 JG Summit Holdings Inc	資本財	5.66

イーストスプリング・インベストメンツ・ベトナム・エクイティ・ファンド

	銘柄	業種	比率(%)
1	Hoa Phat Group JSC	素材	9.39
2	Vinhomes JSC	不動産	7.57
3	Vingroup JSC	不動産	6.36
4	Vietnam Dairy Products JSC	食品・飲料・タバコ	6.17
5	Masan Group Corp	食品・飲料・タバコ	5.98

※業種区分は、原則として MSCI/S&P GICS に準じております（一部当社判断に基づく分類を採用）。なお、GICS に関しての知的財産権は、MSCI Inc. および S&P にあります。

※比率は、各投資対象ファンドの組入銘柄評価額の合計を 100% として計算しています。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※2020年は、7月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1. 販売会社の毎営業日において、お申込みいただくことができます。ただし、営業日が以下の日にあたる場合は、お申込みを受付けないものとします。

シンガポールの金融商品取引所の休場日

シンガポールの銀行休業日

ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日

ルクセンブルグの銀行休業日

インドおよび中国の金融商品取引所がともに休場となる日

お申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。

2. 申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。各販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

< 照会先 >

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

3. 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、申込手数料がかかります。申込手数料は、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

基準価額および申込手数料は、お申込みの販売会社または上記照会先までお問合せください。

4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すこと、またはその両方を行うことができます。

5. 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出のものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口の整数倍で販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をする時は、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求は、以下の日にあたる場合を除く販売会社の毎営業日に受付けます。

シンガポールの金融商品取引所の休場日

シンガポールの銀行休業日

ルクセンブルクの金融商品取引所の休場日

ルクセンブルクの銀行休業日

インドおよび中国の金融商品取引所がともに休場となる日

一部解約の実行の請求は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

2. 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（解約価額）とします。一部解約の価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

信託財産留保額とは、一部解約を実行する投資者と償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンドの残高の安定的な推移を図る目的で、一部解約の実行の請求者から徴収する一定の額をいい、信託財産に繰入れられます。

< 照会先 >

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

3. 一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受付けた日より起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記1.による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、すでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
5. 上記4.により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記2.に準じて計算された価額とします。
6. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主な投資対象資産の評価方法 >

投資信託証券：原則として、計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄にも掲載されます。ファンド名は「グロアジ」と略称で掲載されています。

< 照会先 >

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス https://www.eastspring.co.jp/
--

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2007年6月29日から無期限とします。

ただし、下記「(5) その他 1. 信託契約の解約（信託の終了）」に該当する場合には信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年6月21日から12月20日までおよび12月21日から翌年6月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」の終了日とします。

(5)【その他】

1. 信託契約の解約（信託の終了）

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回るようになった場合、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは上記 a. の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対し

て交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- f. 上記c. からe. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2. 信託約款の変更」d. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「2. 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a. の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3. 信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、上記「2. 信託約款の変更」の規定にしたがいます。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

6. 運用報告書

委託会社は、毎計算期間終了時および償還時に交付運用報告書と運用報告書（全体版）を作成します。

交付運用報告書は販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

7．反対者の買取請求権

信託契約の解約（信託の終了）または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

8．関係法人との契約の更改等に関する手続き

- a．委託会社は、投資一任契約に基づき、投資顧問会社に運用の指図に関する権限の一部を委託します。ただし、投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、委託会社および投資顧問会社は、30日前までに相手方に事前通知を行うことにより、当該契約を解約することができます。
- b．販売会社は、委託会社との間の投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとし、この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

9．信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

4【受益者の権利等】

収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者）に支払われます。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者）に支払われます。

また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間（2019年12月21日から2020年6月22日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第25期 (2019年12月20日現在)	第26期 (2020年6月22日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	22,835,594	18,378,069
コール・ローン	97,478,487	165,577,499
投資証券	4,481,392,602	3,682,015,508
派生商品評価勘定	17,040	-
未収入金	130,987,710	-
流動資産合計	4,732,711,433	3,865,971,076
資産合計	4,732,711,433	3,865,971,076
負債の部		
流動負債		
未払解約金	15,494,571	1,067,916
未払受託者報酬	770,464	661,742
未払委託者報酬	33,386,602	28,675,335
未払利息	285	485
その他未払費用	1,264,740	1,282,340
流動負債合計	50,916,662	31,687,818
負債合計	50,916,662	31,687,818
純資産の部		
元本等		
元本	4,617,738,144	4,376,514,001
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	64,056,627	542,230,743
(分配準備積立金)	488,605,009	446,346,658
元本等合計	4,681,794,771	3,834,283,258
純資産合計	4,681,794,771	3,834,283,258
負債純資産合計	4,732,711,433	3,865,971,076

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第25期 自 2019年 6月21日 至 2019年12月20日	第26期 自 2019年12月21日 至 2020年 6月22日
営業収益		
受取利息	50,799	-
有価証券売買等損益	21,827,651	501,863,163
為替差損益	70,004,944	107,645,116
営業収益合計	91,883,394	609,508,279
営業費用		
支払利息	78,291	62,849
受託者報酬	770,464	661,742
委託者報酬	33,386,602	28,675,335
その他費用	1,601,335	1,609,340
営業費用合計	35,836,692	31,009,266
営業利益又は営業損失 ()	56,046,702	640,517,545
経常利益又は経常損失 ()	56,046,702	640,517,545
当期純利益又は当期純損失 ()	56,046,702	640,517,545
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	1,109,394	51,274,217
期首剰余金又は期首欠損金 ()	7,807,889	64,056,627
剰余金増加額又は欠損金減少額	402,610	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	402,610	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,309,968	17,044,042
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	4,368,915
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,309,968	12,675,127
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	64,056,627	542,230,743

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第26期 自 2019年12月21日 至 2020年 6月22日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
(1) 外貨建取引等の処理基準	「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。
(2) 計算期間末日の取扱い	2020年6月20日及び21日が休業日のため、当計算期間末日を2020年6月22日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第25期 (2019年12月20日現在)	第26期 (2020年6月22日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	4,888,839,523 円	4,617,738,144 円
期中追加設定元本額	96,448,495 円	176,049,531 円
期中一部解約元本額	367,549,874 円	417,273,674 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	4,617,738,144 口	4,376,514,001 口
3. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損 -	元本の欠損 542,230,743 円
4. 1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.0139 円 (10,139 円)	0.8761 円 (8,761 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第25期 自 2019年 6月21日 至 2019年12月20日	第26期 自 2019年12月21日 至 2020年 6月22日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 0円	A 費用控除後の配当等収益額 0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円
C 収益調整金額 185,132,967円	C 収益調整金額 193,183,394円
D 分配準備積立金額 488,605,009円	D 分配準備積立金額 446,346,658円
E 当ファンドの分配対象収益額 673,737,976円	E 当ファンドの分配対象収益額 639,530,052円
F 当ファンドの期末残存口数 4,617,738,144口	F 当ファンドの期末残存口数 4,376,514,001口
G 10,000口当たり収益分配対象額 1,459円	G 10,000口当たり収益分配対象額 1,461円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 0円	I 収益分配金金額 0円
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額	2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">第25期 自 2019年 6月21日 至 2019年12月20日</p>	<p style="text-align: center;">第26期 自 2019年12月21日 至 2020年 6月22日</p>
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p>
<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券及びデリバティブ取引は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載してあります。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p>	<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

金融商品の時価等に関する事項

第25期 (2019年12月20日現在)	第26期 (2020年6月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「（デリバティブ取引等に関する注記）取引の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第25期 (2019年12月20日現在)	第26期 (2020年6月22日現在)
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	23,421,309	419,488,505
合計	23,421,309	419,488,505

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（2019年12月20日現在）

区 分	種 類	契約額等（円）		時 価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	131,297,040	-	131,280,000	17,040
合 計		131,297,040	-	131,280,000	17,040

（2020年6月22日現在）

該当事項はありません。

（注）時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(2020年6月22日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	イーストスプリング・インベストメンツ - インディア・エクイティ・ファンド クラスJ	512,575.412	6,887,475.81	
		イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド クラスJ	352,573.908	5,304,121.87	
		イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド クラスJ	143,038.945	3,411,478.83	
		イーストスプリング・インベストメンツ - チャイナ・エクイティ・ファンド クラスJ	342,939.723	7,054,270.10	
		イーストスプリング・インベストメンツ - フィリピン・エクイティ・ファンド クラスJ	288,874.685	5,151,502.25	
		イーストスプリング・インベストメンツ - ベトナム・エクイティ・ファンド クラスJ	281,909.444	3,273,250.55	
		イーストスプリング・インベストメンツ - マレーシア・エクイティ・ファンド クラスJ	294,156.281	3,403,388.17	
米ドル合計			2,216,068.398	34,485,487.58 (3,682,015,508)	
合計				3,682,015,508 (3,682,015,508)	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表示しております。

有価証券明細表注記

(注) 1. 小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 7銘柄	100.0%	100.0%

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、ルクセンブルグ籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ」の各サブファンドのクラスJ投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は同投資証券です。なお、同投資証券の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

イーストスプリング・インベストメンツ - チャイナ・エクイティ・ファンドの状況

同投資証券はルクセンブルグ籍外国投資法人の投資証券であります。同投資証券は、2019年12月31日に計算期間が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資証券の「純資産計算書」「損益計算書及び純資産変動計算書」及び「投資有価証券明細表」は、委託会社が入手した2019年12月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。なお、当該財務書類は「イーストスプリング・インベストメンツ - チャイナ・エクイティ・ファンド クラスJ」を含んだものとなります。

純資産計算書（2019年12月31日現在）

	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	119,648,502
未実現評価益（損）	15,125,508
投資有価証券評価額	134,774,010
銀行預金	1,714,927
現金同等物	1,825
有価証券売却に係る未収入金	356,361
投資証券発行未収入金	580,346
未収配当金及び未収利息	26,410
外国為替先渡取引に係る未実現評価益	830,384
その他資産	71
資産合計	138,284,334
負債	
銀行借入金	262,390
投資証券未払解約金	1,757,825
未払運用報酬	165,162
未払税金及び未払費用	130,438
負債合計	2,315,815
希薄化前純資産	135,968,519
希薄化後純資産	135,968,519

発行済クラスJ投資証券口数 410,638.896

クラスJ投資証券1口当たり純資産価格 USD 20.247

損益計算書及び純資産変動計算書

2019年12月31日に終了した事業年度	米ドル
期初純資産	274,683,087
収益	
配当金	3,369,800
預金利息	15,742
収益合計	3,385,542
費用	
運用報酬	1,955,160
管理費用	645,322
保管銀行費用	51,380
取引手数料	9,058
管理・名義書換代行事務費用	84,428
監査費用、公告・印刷費用	749
税金	69,058
借越利息	3,868
役員報酬	828
その他費用	16,542
費用合計	2,836,393
純投資収益（損）	549,149
投資有価証券の売却に係る実現純利益（損）	38,304,043
外国為替先渡取引に係る実現純利益（損）	(317,145)
外国為替に係る実現純利益（損）	(33,364)
実現純利益（損）	37,953,534
投資有価証券に係る未実現評価益（損）の変動額	23,844,206
外国為替先渡取引に係る未実現評価益（損）の変動額	966,125
外国為替に係る未実現評価益（損）の変動額	8,827
未実現評価益（損）の純変動額	24,819,158
運用による純資産の純増加額（減少額）	63,321,841
資本金の変動	
投資証券の発行	93,597,548
投資証券の解約	(294,561,040)
配当金及び分配金	
当期の配当金及び分配金	(1,072,917)
当期の純資産の変動額	(138,714,568)
期末純資産	135,968,519

投資有価証券明細表（2019年12月31日現在）

（米ドル表示）

銘柄	数量	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡可能な有価証券株式					
Bermuda					
Haier Electronics Group Co Ltd	1,218,000	HKD	3,282,284	3,808,665	2.81
Nine Dragons Paper Holdings Ltd	1,130,000	HKD	889,681	1,175,411	0.86
			4,171,965	4,984,076	3.67
Cayman Islands					
AAC Technologies Holdings Inc	529,000	HKD	3,803,285	4,619,458	3.40
Alibaba Group Holding Ltd ADR	57,818	USD	6,655,818	12,314,656	9.05
Baidu Inc ADR	15,525	USD	2,561,911	1,967,173	1.45
China Feihe Ltd '144A'	2,879,000	HKD	2,770,104	3,382,901	2.49
JOYY Inc ADR	66,371	USD	4,569,999	3,524,300	2.59
KWG Group Holdings Ltd	3,515,000	HKD	3,550,234	4,929,177	3.63
Longfor Group Holdings Ltd '144A'	511,000	HKD	1,214,796	2,395,191	1.76
Seazen Group Ltd	2,146,000	HKD	1,498,652	2,612,549	1.92
S-Enjoy Service Group Co Ltd	1,389,000	HKD	1,957,007	2,172,581	1.60
Sogou Inc ADR	250,274	USD	1,100,344	1,153,763	0.85
Tencent Holdings Ltd	277,000	HKD	7,489,793	13,360,781	9.82
Tingyi Cayman Islands Holding Corp	1,082,000	HKD	1,465,705	1,848,014	1.36
Trip.com Group Ltd ADR	121,457	USD	3,725,460	4,102,817	3.02
Weibo Corp ADR	108,465	USD	5,791,123	5,107,617	3.75
WH Group Ltd '144A'	2,145,000	HKD	1,749,499	2,217,429	1.63
			49,903,730	65,708,407	48.32
China					
Agricultural Bank of China Ltd 'H'	9,463,000	HKD	4,478,459	4,168,208	3.07
China Construction Bank Corp 'H'	10,450,520	HKD	8,127,642	9,031,906	6.65
China Eastern Airlines Corp Ltd 'H'	2,498,000	HKD	1,413,508	1,385,807	1.02
China Merchants Bank Co Ltd 'H'	1,062,000	HKD	4,529,817	5,462,023	4.02
China Petroleum & Chemical Corp 'H'	7,043,600	HKD	5,349,048	4,242,228	3.12
China Railway Group Ltd 'H'	4,913,000	HKD	4,129,872	3,034,718	2.23
China Railway Signal & Communication Corp Ltd 'H' '144A'	2,421,000	HKD	1,521,692	1,352,417	0.99
GF Securities Co Ltd 'H'	1,310,600	HKD	2,253,101	1,597,213	1.17
HLA Corp Ltd 'A'	741,770	CNY	1,190,494	817,864	0.60
Industrial & Commercial Bank of China Ltd 'H'	1,948,965	HKD	1,315,355	1,501,695	1.10
Inner Mongolia Yili Industrial Group Co Ltd 'A'	505,150	CNH	1,905,141	2,243,836	1.65
Lepu Medical Technology Beijing Co Ltd 'A'	1,041,690	CNY	4,004,042	4,947,143	3.64
PICC Property & Casualty Co Ltd 'H'	2,148,000	HKD	2,219,134	2,590,158	1.90
Ping An Insurance Group Co of China Ltd 'H'	399,000	HKD	3,231,323	4,719,098	3.47
Sinopec Shanghai Petrochemical Co Ltd 'H'	4,258,000	HKD	1,208,385	1,284,991	0.95
Sinopharm Group Co Ltd 'H'	852,400	HKD	3,714,630	3,114,241	2.29
Tasly Pharmaceutical Group Co Ltd 'A'	480,400	CNY	1,148,671	1,063,501	0.78
Zhejiang Dahua Technology Co Ltd 'A'	971,362	CNY	2,379,046	2,772,349	2.04
			54,119,360	55,329,396	40.69
Hong Kong					
China Mobile Ltd	460,000	HKD	4,712,835	3,869,240	2.85
China Taiping Insurance Holdings Co Ltd	1,533,400	HKD	4,623,649	3,804,425	2.80
CNOOC Ltd	648,000	HKD	941,992	1,078,466	0.79
			10,278,476	8,752,131	6.44
株式合計			118,473,531	134,774,010	99.12
その他の譲渡可能な有価証券株式					
Cayman Islands					
China High Precision Automation Group Ltd	2,750,000	HKD	1,174,971	-	-
株式合計			1,174,971	-	-
その他の譲渡可能な有価証券合計			1,174,971	-	-
投資総額			119,648,502	134,774,010	99.12
その他資産				1,194,509	0.88
純資産				135,968,519	100.00

イーストスプリング・インベストメンツ - インディア・エクイティ・ファンドの状況

同投資証券はルクセンブルグ籍外国投資法人の投資証券であります。同投資証券は、2019年12月31日に計算期間が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資証券の「純資産計算書」「損益計算書及び純資産変動計算書」及び「投資有価証券明細表」は、委託会社が入手した2019年12月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。なお、当該財務書類は「イーストスプリング・インベストメンツ - インディア・エクイティ・ファンド クラスJ」を含んだものとなります。

純資産計算書（2019年12月31日現在）

	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	136,032,336
未実現評価益（損）	16,184,907
投資有価証券評価額	152,217,243
銀行預金	3,497,037
現金同等物	152
投資証券発行未収入金	182,109
その他資産	11
資産合計	155,896,552
負債	
銀行借入金	3,544
投資証券未払解約金	678,968
未払運用報酬	39,012
未払税金及び未払費用	969,822
負債合計	1,691,346
希薄化前純資産	154,205,206
希薄化後純資産	154,205,206

発行済クラスJ投資証券口数 1,603,314.046

クラスJ投資証券1口当たり純資産価格 USD 16.098

損益計算書及び純資産変動計算書

2019年12月31日に終了した事業年度	米ドル
期初純資産	162,564,415
収益	
配当金	2,435,833
預金利息	7,000
収益合計	2,442,833
費用	
運用報酬	455,377
管理費用	131,256
保管銀行費用	141,364
取引手数料	35,908
管理・名義書換代行事務費用	55,756
監査費用、公告・印刷費用	1,884
税金	27,512
借越利息	4,345
役員報酬	646
インドのキャピタルゲイン税引当金	(630,655)
その他費用	36,353
費用合計	259,746
純投資収益（損）	2,183,087
投資有価証券の売却に係る実現純利益（損）	(2,177,797)
外国為替先渡取引に係る実現純利益（損）	3,508
外国為替に係る実現純利益（損）	(79,655)
実現純利益（損）	(2,253,944)
投資有価証券に係る未実現評価益（損）の変動額	1,150,387
外国為替に係る未実現評価益（損）の変動額	(120,839)
未実現評価益（損）の純変動額	1,029,548
運用による純資産の純増加額（減少額）	958,691
資本金の変動	
投資証券の発行	52,876,415
投資証券の解約	(62,194,315)
当期の純資産の変動額	(8,359,209)
期末純資産	154,205,206

投資有価証券明細表（2019年12月31日現在）

（米ドル表示）

銘柄	数量	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡可能な有価証券株式					
India					
Aditya Birla Fashion and Retail Ltd	875,827	INR	2,277,273	2,843,014	1.84
Axis Bank Ltd	359,712	INR	2,947,582	3,800,305	2.46
Bank of Baroda	2,281,772	INR	4,842,490	3,257,475	2.11
Bharti Airtel Ltd	403,850	INR	2,640,519	2,578,867	1.67
Blue Dart Express Ltd	37,019	INR	1,948,086	1,132,692	0.73
Cipla Ltd/India	485,355	INR	4,252,698	3,251,649	2.11
CreditAccess Grameen Ltd	189,247	INR	1,131,503	2,036,088	1.32
Crompton Greaves Consumer Electricals Ltd	734,913	INR	2,567,536	2,469,507	1.60
Fortis Healthcare Ltd	873,813	INR	1,637,099	1,614,722	1.05
GAIL India Ltd	1,385,812	INR	2,663,350	2,350,194	1.52
Gujarat Pipavav Port Ltd	1,310,123	INR	2,318,083	1,619,800	1.05
Hero MotoCorp Ltd	100,588	INR	4,855,531	3,442,811	2.23
Hindustan Petroleum Corp Ltd	834,909	INR	4,129,789	3,093,851	2.01
Hindustan Zinc Ltd	586,305	INR	2,152,323	1,722,079	1.12
Housing Development Finance Corp Ltd	403,486	INR	6,458,089	13,637,645	8.85
ICICI Bank Ltd	1,633,292	INR	7,791,340	12,331,236	8.00
ICICI Lombard General Insurance Co Ltd ' 144A '	139,354	INR	2,445,368	2,707,496	1.76
Indian Energy Exchange Ltd ' 144A '	701,070	INR	1,649,309	1,402,569	0.91
Infosys Ltd	1,255,807	INR	9,477,988	12,863,643	8.34
ITC Ltd	1,404,388	INR	5,316,248	4,676,823	3.03
Larsen & Toubro Ltd	309,645	INR	4,713,773	5,631,710	3.65
LIC Housing Finance Ltd	162,433	INR	962,698	987,981	0.64
Mahanagar Gas Ltd	172,675	INR	1,864,987	2,576,886	1.67
Mahindra & Mahindra Financial Services Ltd	655,974	INR	3,999,835	2,963,354	1.92
Marico Ltd	744,613	INR	1,853,890	3,563,552	2.31
Max Financial Services Ltd	340,122	INR	1,981,158	2,546,692	1.65
Mindtree Ltd	252,542	INR	2,817,404	2,830,998	1.84
Mphasis Ltd	140,414	INR	1,423,372	1,814,236	1.18
NTPC Ltd	1,650,150	INR	3,237,914	2,752,247	1.78
Ramco Cements Ltd/The	246,632	INR	2,856,156	2,607,532	1.69
Reliance Industries Ltd	688,681	INR	8,034,003	14,608,073	9.48
Shriram Transport Finance Co Ltd	130,389	INR	1,917,598	2,139,289	1.39
State Bank of India	69,085	INR	336,505	323,028	0.21
Sterling & Wilson Solar Ltd	196,502	INR	1,946,170	890,035	0.58
Sun Pharmaceutical Industries Ltd	793,585	INR	6,130,880	4,809,106	3.12
Sun TV Network Ltd	371,015	INR	2,817,785	2,296,422	1.49
Tata Consultancy Services Ltd	254,276	INR	4,893,082	7,700,792	4.99
Tata Global Beverages Ltd	346,791	INR	1,568,055	1,561,280	1.01
Tata Motors Ltd	222,251	INR	494,579	576,504	0.37
Tata Motors Ltd ' A '	1,186,799	INR	3,763,151	1,280,273	0.83
Tata Steel Ltd	282,648	INR	2,018,493	1,869,255	1.21
Tata Steel Ltd - Partly Paid	28,676	INR	67,631	25,330	0.02
Zee Entertainment Enterprises Ltd	740,213	INR	2,831,013	3,030,202	1.97
			136,032,336	152,217,243	98.71
株式合計			136,032,336	152,217,243	98.71
投資総額			136,032,336	152,217,243	98.71
その他資産				1,987,963	1.29
純資産				154,205,206	100.00

イーストスプリング・インベストメンツ - マレーシア・エクイティ・ファンドの状況

同投資証券はルクセンブルグ籍外国投資法人の投資証券であります。同投資証券は、2019年12月31日に計算期間が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資証券の「純資産計算書」「損益計算書及び純資産変動計算書」及び「投資有価証券明細表」は、委託会社が入手した2019年12月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。なお、当該財務書類は「イーストスプリング・インベストメンツ - マレーシア・エクイティ・ファンド クラスJ」を含んだものとなります。

純資産計算書（2019年12月31日現在）

	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	4,501,692
未実現評価益（損）	(386,564)
投資有価証券評価額	4,115,128
銀行預金	18,466
現金同等物	(23)
有価証券売却に係る未収入金	37,450
その他資産	4,598
資産合計	4,175,619
負債	
投資証券未払解約金	47,000
未払運用報酬	901
未払税金及び未払費用	8,924
負債合計	56,825
希薄化前純資産	4,118,794
希薄化後純資産	4,118,794

発行済クラスJ投資証券口数 323,711.114

クラスJ投資証券1口当たり純資産価格 USD 12.723

損益計算書及び純資産変動計算書

2019年12月31日に終了した事業年度	米ドル
期初純資産	4,444,656
収益	
配当金	149,777
預金利息	313
収益合計	150,090
費用	
運用報酬	10,818
管理費用	2
保管銀行費用	14,455
取引手数料	4,440
管理・名義書換代行事務費用	10,602
監査費用、公告・印刷費用	51
税金	432
借越利息	10
役員報酬	17
その他費用	(16,927)
費用合計	23,900
純投資収益（損）	126,190
投資有価証券の売却に係る実現純利益（損）	(84,360)
外国為替に係る実現純利益（損）	1,217
実現純利益（損）	(83,143)
投資有価証券に係る未実現評価益（損）の変動額	(63,000)
外国為替に係る未実現評価益（損）の変動額	(409)
未実現評価益（損）の純変動額	(63,409)
運用による純資産の純増加額（減少額）	(20,362)
資本金の変動	
投資証券の発行	359,001
投資証券の解約	(664,501)
当期の純資産の変動額	(325,862)
期末純資産	4,118,794

投資有価証券明細表（2019年12月31日現在）

（米ドル表示）

銘柄	数量	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制 ある市場で取引されている譲渡可能な有価証券 株式					
Malaysia					
AEON Credit Service M Bhd	10,200	MYR	30,148	35,259	0.86
AirAsia Group Bhd	35,100	MYR	28,636	14,587	0.35
Alliance Bank Malaysia Bhd	26,300	MYR	25,345	16,910	0.41
AMMB Holdings Bhd	76,000	MYR	92,604	72,646	1.76
Axiata Group Bhd	88,418	MYR	111,178	89,488	2.17
British American Tobacco Malaysia Bhd	9,300	MYR	88,491	34,285	0.83
CIMB Group Holdings Bhd	183,283	MYR	288,137	230,756	5.60
Deleum Bhd	69,200	MYR	18,090	16,241	0.39
Dialog Group Bhd	125,900	MYR	71,704	106,186	2.58
DiGi.Com Bhd	96,200	MYR	108,957	104,890	2.55
Fraser & Neave Holdings Bhd	3,600	MYR	32,737	30,662	0.74
Gamuda Bhd	69,900	MYR	73,409	66,645	1.62
Genting Bhd	109,300	MYR	243,076	161,659	3.92
Genting Malaysia Bhd	129,600	MYR	118,347	104,238	2.53
HAP Seng Consolidated Bhd	18,100	MYR	38,185	44,160	1.07
Hartalega Holdings Bhd	22,600	MYR	28,044	30,277	0.74
Hong Leong Bank Bhd	29,100	MYR	112,070	123,073	2.99
Hong Leong Financial Group Bhd	12,481	MYR	47,874	51,566	1.25
IHH Healthcare Bhd	79,100	MYR	119,311	105,776	2.57
IJM Corp Bhd	110,800	MYR	83,653	58,779	1.43
IJM Plantations Bhd	33,400	MYR	31,012	19,270	0.47
IOI Corp Bhd	67,184	MYR	80,849	75,716	1.84
IOI Properties Group Bhd	160,400	MYR	69,084	48,624	1.18
Kuala Lumpur Kepong Bhd	17,800	MYR	103,373	107,918	2.62
Malayan Banking Bhd	139,927	MYR	331,756	295,555	7.18
Malaysia Airports Holdings Bhd	32,500	MYR	48,760	60,384	1.47
Maxis Bhd	81,600	MYR	119,359	106,127	2.58
MISC Bhd	48,300	MYR	87,387	98,595	2.39
Nestle Malaysia Bhd	1,800	MYR	57,209	64,686	1.57
Petronas Chemicals Group Bhd	90,400	MYR	168,637	162,435	3.94
Petronas Dagangan Bhd	6,000	MYR	35,139	33,883	0.82
Petronas Gas Bhd	22,700	MYR	122,167	92,232	2.24
PPB Group Bhd	17,220	MYR	59,884	79,312	1.93
Press Metal Aluminium Holdings Bhd	56,900	MYR	69,738	64,683	1.57
Public Bank Bhd	85,290	MYR	416,908	405,338	9.85
QL Resources Bhd	14,600	MYR	24,649	29,018	0.70
RHB Bank Bhd	78,292	MYR	105,549	110,629	2.69
Sime Darby Bhd	117,921	MYR	80,859	63,998	1.55
Sime Darby Plantation Bhd	68,721	MYR	96,808	91,561	2.22
Sime Darby Property Bhd	140,021	MYR	39,960	31,321	0.76
Telekom Malaysia Bhd	50,791	MYR	78,756	47,432	1.15
Tenaga Nasional Bhd	120,500	MYR	345,361	390,619	9.49
Top Glove Corp Bhd	54,900	MYR	72,116	63,080	1.53
Westports Holdings Bhd	39,200	MYR	39,943	40,345	0.98
YTL Corp Bhd	143,099	MYR	56,433	34,284	0.83
			4,501,692	4,115,128	99.91
株式合計			4,501,692	4,115,128	99.91
投資総額			4,501,692	4,115,128	99.91
その他資産				3,666	0.09
純資産				4,118,794	100.00

イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンドの状況

同投資証券はルクセンブルグ籍外国投資法人の投資証券であります。同投資証券は、2019年12月31日に計算期間が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資証券の「純資産計算書」「損益計算書及び純資産変動計算書」及び「投資有価証券明細表」は、委託会社が入手した2019年12月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。なお、当該財務書類は「イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド クラスJ」を含んだものとなります。

純資産計算書（2019年12月31日現在）

	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	9,332,132
未実現評価益（損）	1,666,471
投資有価証券評価額	10,998,603
銀行預金	72,590
投資証券発行未収入金	139,280
未収配当金及び未収利息	16,699
その他資産	4,733
資産合計	11,231,905
負債	
投資証券未払解約金	6,560
未払運用報酬	6,578
未払税金及び未払費用	15,597
負債合計	28,735
希薄化前純資産	11,203,170
希薄化後純資産	11,203,170

発行済クラスJ投資証券口数	238,309.044
クラスJ投資証券1口当たり純資産価格	USD 28.770

損益計算書及び純資産変動計算書

2019年12月31日に終了した事業年度		米ドル
期初純資産		10,973,543
収益		
配当金		326,150
預金利息		236
収益合計		326,386
費用		
運用報酬		80,106
管理費用		21,294
保管銀行費用		18,488
取引手数料		11,480
管理・名義書換代行事務費用		18,107
監査費用、公告・印刷費用		122
税金		2,714
借越利息		230
役員報酬		44
その他費用		(15,023)
費用合計		137,562
純投資収益（損）		188,824
投資有価証券の売却に係る実現純利益（損）		739,528
外国為替先渡取引に係る実現純利益（損）		69
外国為替に係る実現純利益（損）		7,528
実現純利益（損）		747,125
投資有価証券に係る未実現評価益（損）の変動額		216,937
外国為替に係る未実現評価益（損）の変動額		(333)
未実現評価益（損）の純変動額		216,604
運用による純資産の純増加額（減少額）		1,152,553
資本金の変動		
投資証券の発行		4,990,727
投資証券の解約		(5,913,653)
当期の純資産の変動額		229,627
期末純資産		11,203,170

投資有価証券明細表（2019年12月31日現在）

（米ドル表示）

銘柄	数量	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制 ある市場で取引されている譲渡可能な有価証券 株式					
Thailand					
Advanced Info Service PCL (Foreign Market)	85,700	THB	490,073	609,410	5.44
Airports of Thailand PCL (Foreign Market)	407,400	THB	486,150	1,009,873	9.01
AP Thailand PCL (Foreign Market)	464,538	THB	94,962	115,538	1.03
Asset World Corp PCL NVDR	561,100	THB	120,748	109,583	0.98
Bangkok Bank PCL (Foreign Market)	63,800	THB	380,690	339,727	3.03
Bangkok Bank PCL NVDR	10,900	THB	65,370	58,223	0.52
Bangkok Dusit Medical Services PCL (Foreign Market)	447,400	THB	242,099	388,345	3.47
Bangkok Expressway & Metro PCL (Foreign Market)	443,800	THB	100,489	161,496	1.44
Banpu PCL (Foreign Market)	155,100	THB	89,540	61,618	0.55
Banpu Power PCL (Foreign Market)	100,743	THB	68,654	59,530	0.53
Berli Jucker PCL (Foreign Market)	113,800	THB	197,511	159,566	1.42
BTS Group Holdings PCL (Foreign Market)	361,962	THB	101,167	159,509	1.42
Bumrungrad Hospital PCL (Foreign Market)	24,000	THB	132,519	117,782	1.05
Central Pattana PCL (Foreign Market)	126,300	THB	210,901	262,477	2.34
Charoen Pokphand Foods PCL (Foreign Market)	238,900	THB	190,602	219,330	1.96
CP ALL PCL (Foreign Market)	255,600	THB	361,233	616,521	5.50
Delta Electronics Thailand PCL (Foreign Market)	29,000	THB	44,780	51,797	0.46
Digital Telecommunications Infrastructure Fund	220,772	THB	85,607	120,875	1.08
Electricity Generating PCL (Foreign Market)	15,200	THB	67,303	166,443	1.49
Energy Absolute PCL (Foreign Market)	50,600	THB	76,977	73,906	0.66
Global Power Synergy PCL (Foreign Market)	64,132	THB	124,041	183,594	1.64
Home Product Center PCL (Foreign Market)	378,378	THB	100,155	202,113	1.80
Indorama Ventures PCL (Foreign Market)	167,700	THB	128,044	195,952	1.75
Intouch Holdings PCL (Foreign Market)	95,600	THB	196,844	182,718	1.63
Intouch Holdings PCL NVDR	5,500	THB	9,931	10,512	0.09
IRPC PCL (Foreign Market)	573,900	THB	73,119	70,507	0.63
Kasikornbank PCL (Foreign Market)	78,000	THB	430,533	391,904	3.50
KCE Electronics PCL (Foreign Market)	70,800	THB	58,003	57,909	0.52
Kiatnakin Bank PCL (Foreign Market)	13,900	THB	30,780	30,627	0.27
Krung Thai Bank PCL (Foreign Market)	394,500	THB	217,952	215,993	1.93
Krungthai Card PCL (Foreign Market)	70,400	THB	73,966	92,836	0.83
Land & Houses PCL NVDR	334,100	THB	108,396	109,308	0.98
Minor International PCL	130,971	THB	111,790	157,408	1.41
Muangthai Capital PCL (Foreign Market)	60,800	THB	103,354	129,400	1.16
Osotspa PCL (Foreign Market)	45,700	THB	61,978	61,790	0.55
PTT Exploration & Production PCL (Foreign Market)	114,618	THB	459,799	476,399	4.25
PTT Global Chemical PCL (Foreign Market)	151,693	THB	304,659	288,662	2.58
PTT PCL (Foreign Market)	749,100	THB	923,159	1,100,378	9.81
Ratch Group PCL (Foreign Market)	40,800	THB	66,267	93,644	0.84
Robinson PCL (Foreign Market)	30,600	THB	52,044	67,424	0.60
Siam Cement PCL/The NVDR	34,500	THB	483,398	451,496	4.03
Siam Commercial Bank PCL/The (Foreign Market)	123,400	THB	512,157	502,602	4.49
Siam Global House PCL (Foreign Market)	113,400	THB	60,346	61,331	0.55
Star Petroleum Refining PCL (Foreign Market)	128,300	THB	55,475	45,831	0.41
Supalai PCL (Foreign Market)	167,150	THB	103,931	99,887	0.89
Thai Beverage PCL	103,000	SGD	69,370	68,356	0.61
Thai Oil PCL (Foreign Market)	95,200	THB	200,495	221,682	1.98

Thai Union Group PCL (Foreign Market)	144,424	THB	83,932	65,091	0.58
Thanachart Capital PCL (Foreign Market)	32,000	THB	34,527	57,155	0.51
Tisco Financial Group PCL (Foreign Market)	22,100	THB	65,097	73,227	0.65
TMB Bank PCL (Foreign Market)	2,284,727	THB	136,490	128,142	1.14
Total Access Communication PCL (Foreign Market)	41,400	THB	57,163	73,598	0.66
Total Access Communication PCL NVDR	25,100	THB	29,205	44,621	0.40
True Corp PCL (Foreign Market)	808,293	THB	198,357	124,130	1.11
			<hr/>	<hr/>	<hr/>
			9,332,132	10,997,776	98.16
			<hr/>	<hr/>	<hr/>
株式合計			9,332,132	10,997,776	98.16

銘柄	数量	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
ワラント					
Thailand					
Minor International PCL (WTS)	7,693	THB	-	827	0.01
ワラント合計			-	827	0.01
その他の譲渡可能な有価証券					
ワラント					
Thailand					
Serba Dinamik H Wts 31/12/2021	36,196	THB	-	-	-
ワラント合計			-	-	-
その他の譲渡可能な有価証券合計			-	-	-
投資総額			9,332,132	10,998,603	98.17
その他資産				204,567	1.83
純資産				11,203,170	100.00

イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンドの状況

同投資証券はルクセンブルグ籍外国投資法人の投資証券であります。同投資証券は、2019年12月31日に計算期間が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資証券の「純資産計算書」「損益計算書及び純資産変動計算書」及び「投資有価証券明細表」は、委託会社が入手した2019年12月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。なお、当該財務書類は「イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド クラスJ」を含んだものとなります。

純資産計算書（2019年12月31日現在）

	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	127,301,365
未実現評価益（損）	(167,173)
投資有価証券評価額	127,134,192
銀行預金	1,112,128
有価証券売却に係る未収入金	690,071
投資証券発行未収入金	139,509
その他資産	13
資産合計	129,075,913
負債	
投資証券未払解約金	215,473
未払運用報酬	66,855
未払税金及び未払費用	84,131
負債合計	366,459
希薄化前純資産	128,709,454
希薄化後純資産	128,709,454

発行済クラスJ投資証券口数 4,454,792.829

クラスJ投資証券1口当たり純資産価格 USD 20.053

損益計算書及び純資産変動計算書

2019年12月31日に終了した事業年度	米ドル
期初純資産	143,089,212
収益	
配当金	2,896,131
預金利息	2,864
収益合計	2,898,995
費用	
運用報酬	817,655
管理費用	200,381
保管銀行費用	97,752
取引手数料	29,728
管理・名義書換代行事務費用	45,407
監査費用、公告・印刷費用	1,329
税金	28,928
借越利息	390
役員報酬	551
その他費用	8,869
費用合計	1,230,990
純投資収益（損）	1,668,005
投資有価証券の売却に係る実現純利益（損）	5,258,186
外国為替先渡取引に係る実現純利益（損）	(21)
外国為替に係る実現純利益（損）	42,754
実現純利益（損）	5,300,919
投資有価証券に係る未実現評価益（損）の変動額	319,582
外国為替先渡取引に係る未実現評価益（損）の変動額	6
外国為替に係る未実現評価益（損）の変動額	15,281
未実現評価益（損）の純変動額	334,869
運用による純資産の純増加額（減少額）	7,303,793
資本金の変動	
投資証券の発行	22,329,482
投資証券の解約	(44,013,033)
当期の純資産の変動額	(14,379,758)
期末純資産	128,709,454

投資有価証券明細表（2019年12月31日現在）

（米ドル表示）

銘柄	数量	通貨	取得金額	評価金額	対純資産比率 (%)
公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡可能な有価証券					
株式					
Indonesia					
Ace Hardware Indonesia Tbk PT	8,430,800	IDR	1,006,354	905,170	0.70
Adaro Energy Tbk PT	32,729,100	IDR	3,804,238	3,654,978	2.85
Alam Sutera Realty Tbk PT	34,404,600	IDR	1,441,611	588,049	0.46
Astra International Tbk PT	18,642,500	IDR	10,563,655	9,271,378	7.20
Bank Central Asia Tbk PT	4,647,000	IDR	5,541,763	11,154,869	8.67
Bank Mandiri Persero Tbk PT	11,499,260	IDR	5,092,528	6,338,240	4.92
Bank Negara Indonesia Persero Tbk PT	14,238,736	IDR	7,200,344	8,027,152	6.24
Bank Rakyat Indonesia Persero Tbk PT	39,562,200	IDR	7,529,693	12,501,250	9.71
Bank Tabungan Negara Persero Tbk PT	10,098,583	IDR	2,162,685	1,537,505	1.19
Barito Pacific Tbk PT	28,010,900	IDR	1,449,970	3,037,557	2.36
Berlian Laju Tanker Tbk PT	35,965,332	IDR	1,430,928	129,144	0.10
Bukit Asam Tbk PT	5,477,600	IDR	1,531,362	1,046,387	0.81
Bumi Serpong Damai Tbk PT	36,662,348	IDR	4,454,341	3,304,337	2.57
Charoen Pokphand Indonesia Tbk PT	9,660,300	IDR	2,892,405	4,509,458	3.50
Ciputra Development Tbk PT	7,068,039	IDR	612,084	527,901	0.41
Gudang Garam Tbk PT	1,398,400	IDR	6,750,466	5,322,647	4.14
Hanjaya Mandala Sampoerna Tbk PT	17,069,800	IDR	4,322,473	2,574,353	2.00
Indah Kiat Pulp & Paper Corp Tbk PT	6,013,700	IDR	6,624,592	3,325,469	2.59
Indo Tambangraya Megah Tbk PT	705,100	IDR	931,848	581,064	0.45
Indocement Tungal Prakarsa Tbk PT	3,285,700	IDR	5,205,575	4,489,241	3.49
Indofood CBP Sukses Makmur Tbk PT	2,374,700	IDR	1,351,339	1,901,534	1.48
Indofood Sukses Makmur Tbk PT	6,564,400	IDR	3,469,375	3,736,067	2.90
Jasa Marga Persero Tbk PT	3,425,686	IDR	1,317,999	1,273,146	0.99
Kalbe Farma Tbk PT	39,602,700	IDR	4,044,087	4,607,445	3.58
Matahari Department Store Tbk PT	6,025,700	IDR	3,761,982	1,821,839	1.42
Pabrik Kertas Tjiwi Kimia Tbk PT	3,079,800	IDR	2,461,249	2,272,609	1.77
Pakuwon Jati Tbk PT	37,988,500	IDR	1,773,753	1,555,061	1.21
Perusahaan Gas Negara Tbk PT	24,401,600	IDR	6,010,251	3,802,756	2.95
Semen Indonesia Persero Tbk PT	6,226,400	IDR	5,331,563	5,365,851	4.17
Telekomunikasi Indonesia Persero Tbk PT	36,944,600	IDR	9,302,081	10,533,237	8.18
Unilever Indonesia Tbk PT	1,349,100	IDR	3,830,147	4,069,245	3.16
United Tractors Tbk PT	1,601,386	IDR	3,134,443	2,475,481	1.92
XL Axiata Tbk PT	3,950,900	IDR	964,181	893,772	0.69
			127,301,365	127,134,192	98.78
株式合計			127,301,365	127,134,192	98.78
投資総額			127,301,365	127,134,192	98.78
その他資産				1,575,262	1.22
純資産				128,709,454	100.00

イーストスプリング・インベストメンツ - フィリピン・エクイティ・ファンドの状況

同投資証券はルクセンブルグ籍外国投資法人の投資証券であります。同投資証券は、2019年12月31日に計算期間が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資証券の「純資産計算書」「損益計算書及び純資産変動計算書」及び「投資有価証券明細表」は、委託会社が入手した2019年12月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。なお、当該財務書類は「イーストスプリング・インベストメンツ - フィリピン・エクイティ・ファンド クラスJ」を含んだものとなります。

純資産計算書（2019年12月31日現在）

	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	47,585,105
未実現評価益（損）	(160,071)
投資有価証券評価額	47,425,034
銀行預金	842,839
投資証券発行未収入金	90
未収配当金及び未収利息	48,349
その他資産	2,278
資産合計	48,318,590
負債	
未払運用報酬	18,828
未払税金及び未払費用	35,845
負債合計	54,673
希薄化前純資産	48,263,917
希薄化後純資産	48,263,917

発行済クラスJ投資証券口数 1,128,320.887

クラスJ投資証券1口当たり純資産価格 USD 21.789

損益計算書及び純資産変動計算書

2019年12月31日に終了した事業年度	米ドル
期初純資産	46,762,019
収益	
配当金	583,319
預金利息	1,847
収益合計	585,166
費用	
運用報酬	240,721
管理費用	12,762
保管銀行費用	36,545
取引手数料	32,700
管理・名義書換代行事務費用	25,350
監査費用、公告・印刷費用	722
税金	5,986
借越利息	134
役員報酬	189
その他費用	(3,420)
費用合計	351,689
純投資収益（損）	233,477
投資有価証券の売却に係る実現純利益（損）	(276,833)
外国為替先渡取引に係る実現純利益（損）	69,738
外国為替に係る実現純利益（損）	(84,007)
実現純利益（損）	(291,102)
投資有価証券に係る未実現評価益（損）の変動額	4,323,844
外国為替先渡取引に係る未実現評価益（損）の変動額	10
外国為替に係る未実現評価益（損）の変動額	(874)
未実現評価益（損）の純変動額	4,322,980
運用による純資産の純増加額（減少額）	4,265,355
資本金の変動	
投資証券の発行	22,525,013
投資証券の解約	(25,288,470)
当期の純資産の変動額	1,501,898
期末純資産	48,263,917

投資有価証券明細表（2019年12月31日現在）

（米ドル表示）

銘柄	数量	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
公認の証券取引所に上場されているまたは他の 規制ある市場で取引されている譲渡可能な有価 証券					
株式					
Philippines					
Aboitiz Equity Ventures Inc	1,532,840	PHP	1,954,554	1,558,718	3.23
Aboitiz Power Corp	1,174,800	PHP	926,206	793,329	1.64
ABS-CBN Holdings Corp Receipt	599,430	PHP	381,216	182,273	0.38
Alliance Global Group Inc	2,796,100	PHP	1,009,573	643,746	1.33
Ayala Corp	157,349	PHP	2,628,282	2,440,470	5.06
Ayala Land Inc	4,769,750	PHP	3,766,506	4,285,193	8.88
Bank of the Philippine Islands	1,349,997	PHP	2,527,091	2,343,069	4.85
BDO Unibank Inc	1,136,750	PHP	2,645,245	3,546,381	7.35
Bloomerry Resorts Corp	2,475,200	PHP	570,266	552,271	1.14
Cosco Capital Inc	2,786,211	PHP	376,849	376,299	0.78
DMCI Holdings Inc	2,612,750	PHP	595,689	341,007	0.71
East West Banking Corp	2,870,376	PHP	872,600	683,517	1.42
Filinvest Land Inc	10,643,826	PHP	362,180	315,248	0.65
First Gen Corp	1,951,553	PHP	820,770	930,595	1.93
First Philippine Holdings Corp	504,670	PHP	823,510	687,077	1.42
Globe Telecom Inc	21,095	PHP	801,611	841,384	1.74
GT Capital Holdings Inc	71,395	PHP	1,373,050	1,194,028	2.47
International Container Terminal Services Inc	571,585	PHP	1,144,645	1,451,393	3.01
JG Summit Holdings Inc	1,500,450	PHP	1,997,995	2,393,846	4.96
Jollibee Foods Corp	208,230	PHP	940,710	888,097	1.84
LT Group Inc	5,349,700	PHP	1,677,301	1,265,463	2.62
Manila Electric Co	133,800	PHP	822,049	837,488	1.74
Megaworld Corp	6,941,100	PHP	637,187	549,586	1.14
Metro Pacific Investments Corp	11,133,300	PHP	1,239,219	765,009	1.59
Metropolitan Bank & Trust Co	1,663,681	PHP	2,393,580	2,177,945	4.51
PLDT Inc	62,390	PHP	2,510,630	1,217,125	2.52
Puregold Price Club Inc	632,210	PHP	558,358	496,206	1.03
Robinsons Land Corp	1,291,213	PHP	620,697	702,397	1.46
Robinsons Retail Holdings Inc	237,510	PHP	422,279	375,176	0.78
San Miguel Corp	188,610	PHP	456,139	610,762	1.27
Security Bank Corp	286,720	PHP	1,174,544	1,103,967	2.29
Semirara Mining & Power Corp - Class A	821,140	PHP	470,732	356,700	0.74
SM Investments Corp	228,258	PHP	3,466,544	4,700,822	9.73
SM Prime Holdings Inc	5,169,375	PHP	3,006,465	4,297,181	8.90
Universal Robina Corp	446,530	PHP	1,419,422	1,278,445	2.65
Vista Land & Lifescapes Inc	1,590,583	PHP	188,918	242,772	0.50
			47,582,612	47,424,985	98.26
株式合計			47,582,612	47,424,985	98.26
その他の譲渡可能な有価証券					
株式					
Philippines					
Altus San Nicolas Corp	24,860	PHP	2,493	49	0.00
株式合計			2,493	49	0.00

その他の譲渡可能な有価証券合計	2,493	49	0.00
投資総額	47,585,105	47,425,034	98.26
その他資産		838,883	1.74
純資産		48,263,917	100.00

イーストスプリング・インベストメンツ - ベトナム・エクイティ・ファンドの状況

同投資証券はルクセンブルグ籍外国投資法人の投資証券であります。同投資証券は、2019年12月31日に計算期間が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資証券の「純資産計算書」「損益計算書及び純資産変動計算書」及び「投資有価証券明細表」は、委託会社が入手した2019年12月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。なお、当該財務書類は「イーストスプリング・インベストメンツ - ベトナム・エクイティ・ファンド クラスJ」を含んだものとなります。

純資産計算書（2019年12月31日現在）

	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	3,516,786
未実現評価益（損）	282,913
投資有価証券評価額	3,799,699
銀行預金	247,861
投資証券発行未収入金	103,000
未収配当金及び未収利息	21,984
その他資産	15,301
資産合計	4,187,845
負債	
未払運用報酬	1,077
未払税金及び未払費用	18,526
負債合計	19,603
希薄化前純資産	4,168,242
希薄化後純資産	4,168,242

発行済クラスJ投資証券口数 366,862.713

クラスJ投資証券1口当たり純資産価格 USD 11.362

損益計算書及び純資産変動計算書

2019年12月31日に終了した事業年度	米ドル
期初純資産	4,099,863
収益	
配当金	134,532
預金利息	663
収益合計	135,195
費用	
運用報酬	13,149
保管銀行費用	37,409
取引手数料	2,280
管理・名義書換代行事務費用	9,354
監査費用、公告・印刷費用	32
税金	424
借越利息	30
役員報酬	17
その他費用	(31,904)
費用合計	30,791
純投資収益（損）	104,404
投資有価証券の売却に係る実現純利益（損）	121,519
外国為替に係る実現純利益（損）	162
実現純利益（損）	121,681
投資有価証券に係る未実現評価益（損）の変動額	42,387
外国為替に係る未実現評価益（損）の変動額	(473)
未実現評価益（損）の純変動額	41,914
運用による純資産の純増加額（減少額）	267,999
資本金の変動	
投資証券の発行	722,780
投資証券の解約	(922,400)
当期の純資産の変動額	68,379
期末純資産	4,168,242

投資有価証券明細表（2019年12月31日現在）

（米ドル表示）

銘柄	数量	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡可能な有価証券					
株式					
Vietnam					
Bank for Foreign Trade of Vietnam JSC	58,110	VND	84,515	226,196	5.43
Bao Viet Holdings	11,250	VND	24,173	33,305	0.80
Bim Son Cement JSC	56,505	VND	33,284	17,313	0.42
Binh Minh Plastics JSC	52,788	VND	119,129	102,968	2.47
CNG Vietnam JSC	85,560	VND	126,082	92,308	2.21
Dam Sen Water Park Corp	39,453	VND	86,294	100,452	2.41
DHG Pharmaceutical JSC	41,300	VND	129,416	163,079	3.91
Dinh Vu Port Investment & Development JSC	37,110	VND	96,569	58,293	1.40
Dong Phu Rubber JSC	53,180	VND	97,237	90,077	2.16
FPT Corp	66,405	VND	78,084	167,069	4.01
HAGL JSC	134,050	VND	84,930	23,024	0.55
Ho Chi Minh City Infrastructure Investment JSC	64,520	VND	83,799	62,648	1.50
Hoa Phat Group JSC	278,272	VND	200,503	282,204	6.76
Khanh Hoi Investment & Services Corp	30,570	VND	46,583	53,957	1.29
KIDO Group Corp	123,700	VND	231,710	103,828	2.49
Kinh Bac City Development Share Holding Corp	108,830	VND	74,185	72,561	1.74
Lix Detergent JSC	83,265	VND	129,241	154,511	3.71
Masan Group Corp	93,325	VND	234,216	227,548	5.46
Nui Nho Stone JSC	35,710	VND	69,318	74,895	1.80
PetroVietnam Drilling & Well Services JSC	124,063	VND	114,241	80,576	1.93
Petrovietnam Fertilizer & Chemicals JSC	101,130	VND	131,375	56,517	1.36
Refrigeration Electrical Engineering Corp	33,745	VND	25,061	52,862	1.27
Saigon General Service Corp	37,180	VND	52,741	68,993	1.66
Saigon Thuong Tin Commercial JSB	125,650	VND	71,319	54,495	1.31
Sea & Air Freight International	103,834	VND	118,339	105,077	2.52
Sonadezi Long Thanh Shareholding Co	75,040	VND	99,059	139,895	3.36
SSI Securities Corp	42,590	VND	45,698	33,175	0.80
Vietnam Dairy Products JSC	55,022	VND	207,876	276,624	6.64
Vietnam Export Import Commercial JSB	74,230	VND	42,302	57,020	1.37
Vietnam Joint Stock Commercial Bank for Industry and Trade	130,290	VND	108,511	117,513	2.82
Vincom Retail JSC	89,781	VND	132,380	131,732	3.16
Vingroup JSC	56,007	VND	79,292	277,950	6.66
Vinhomes JSC '144A'	65,865	VND	259,324	241,034	5.78
			3,516,786	3,799,699	91.16
株式合計			3,516,786	3,799,699	91.16
投資総額			3,516,786	3,799,699	91.16
その他資産				368,543	8.84
純資産				4,168,242	100.00

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(2020年7月31日現在)

資産総額	3,884,019,376 円
負債総額	90,061,105 円
純資産総額（ - ）	3,793,958,271 円
発行済口数	4,336,394,627 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8749 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】**1. 名義書換**

該当するものではありません。

2. 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

3. 譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。

4. 受益権の譲渡方法**(1) 受益権の譲渡**

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(2) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5. 受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

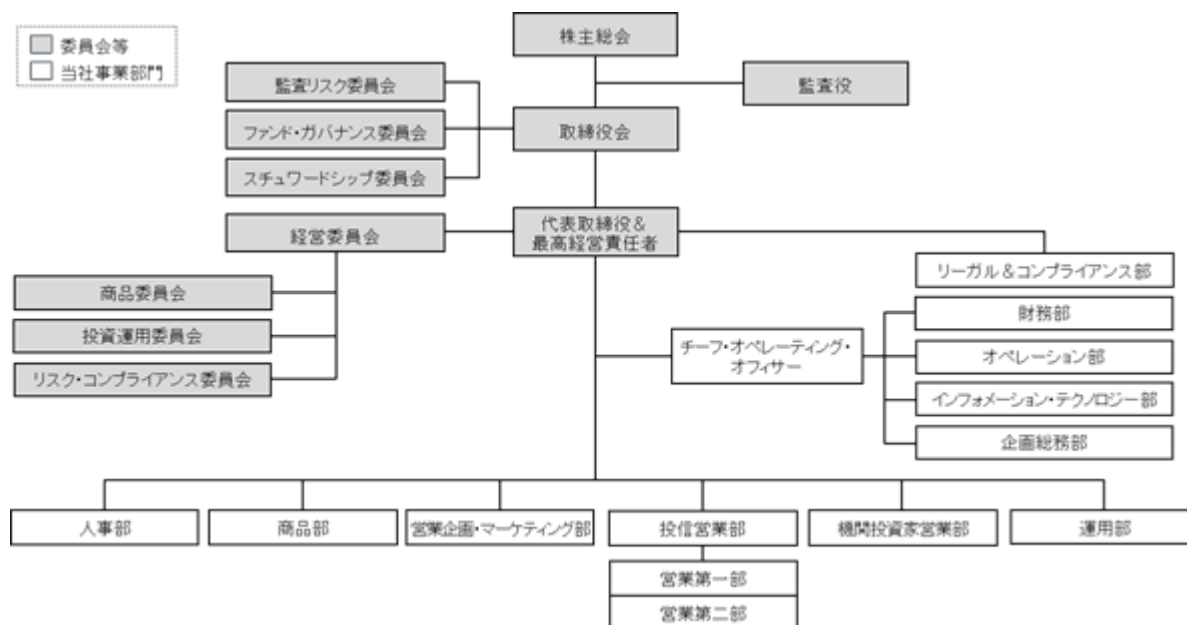
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等（2020年7月末現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

(2) 委託会社の機構（2020年7月末現在）



・ 会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了の時までとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中より代表取締役を1名以上選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長は取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。

取締役会は、定款および取締役会規程に定める事項のほか、経営委員会が上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・ 運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する際には、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券に投資するべきでないとの運用哲学に基づき、運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず投資運用委員会において投資方針の決定を行います。運用部は投資環境の調査・分析を行い、これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

運用部から独立したリーガル＆コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

・ 監督体制

社内の監督ラインにおけるガバナンス体制を強化する観点から、「外に開かれたガバナンス体制」の考えに基づき、顧客視点での投信委託業の運営・管理態勢への監督機能を追加するため、ファンド・ガバナンス委員会を設置しました。

同委員会は、「お客様の立場に立った受託者責任遂行」の観点から当社の投資信託の運営・管理態勢の適切性、妥当性等を検証し、取締役会に報告するとともに、改善が必要な場合には取締役会に勧告する監督機能を持ちます。（今後、8月末を目途に各種委員会の見直しを行う予定であり、その結果により、報告・勧告先が変わることがあります。）

また、業務執行からの独立性に留意し「お客様の立場に立つ」実効性を確保するため、同委員会の議長は社外取締役、その他の常任の委員は監査役、リーガル&コンプライアンス部長とします。毎開催時の議題により幅広く社内外から参加者を招集し、オープンな議論を通し、「顧客の目線」の意識の浸透を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2020年7月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	29	415,874 百万円
合計	29	415,874 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（自平成31年 1月 1日至令和元年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成30年12月31日)	当事業年度 (令和元年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,782,877	1,892,572
有価証券	551,650	610,598
前払費用	30,418	36,470
未収委託者報酬	883,464	851,875
未収運用受託報酬	138,471	110,890
未収入金	85,890	112,535
未収消費税等	2,938	-
流動資産合計	3,475,711	3,614,943
固定資産		
有形固定資産		1
建物	53,100	46,059
器具備品	23,540	15,201
リース資産	10,303	8,019
有形固定資産合計	86,944	69,280
無形固定資産		2
ソフトウェア	14,916	12,882
電話加入権	288	288
無形固定資産合計	15,204	13,170
投資その他の資産		
長期差入保証金	78,039	76,068
繰延税金資産	183,613	204,555
その他	6,432	6,432
投資その他の資産合計	268,085	287,057
固定資産合計	370,234	369,507
資産合計	3,845,945	3,984,451
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	420,211	402,215
関係会社未払金	307,063	260,210
その他未払金	15,886	16,095
未払費用	45,119	55,904
未払法人税等	45,596	112,668
預り金	16,608	12,796
賞与引当金	517,617	586,731
未払消費税等	-	31,820
リース債務	2,466	2,466
流動負債合計	1,370,569	1,480,908
固定負債		
退職給付引当金	249,086	295,309
リース債務	8,661	6,194
固定負債合計	257,747	301,503
負債合計	1,628,317	1,782,412
純資産の部		
株主資本		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	951,253	935,663
利益剰余金合計	951,253	935,663
株主資本合計	2,217,628	2,202,038
純資産合計	2,217,628	2,202,038
負債・純資産合計	3,845,945	3,984,451

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日)	当事業年度 (自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,532,349	5,234,276
運用受託報酬	128,214	323,624
その他営業収益	239,433	454,285
営業収益合計	4,899,996	6,012,186
営業費用		
支払手数料	1,786,355	2,128,235
広告宣伝費	65,382	62,876
調査費	200,544	267,979
委託調査費	1,086,269	1,372,793
委託計算費	70,414	87,767
通信費	15,278	18,009
諸会費	4,281	4,392
営業費用合計	3,228,526	3,942,055
一般管理費		
役員報酬	147,744	229,424
給料・手当	512,086	696,315
賞与	114,629	234,783
交際費	5,967	6,717
旅費交通費	31,900	24,992
租税公課	23,864	30,919
不動産賃借料	94,429	126,372
退職給付費用	44,046	66,265
減価償却費	18,632	23,790
採用費	21,414	9,935
専門家報酬	20,310	25,769
業務委託費	44,578	57,781
敷金の償却	1,266	2,056
諸経費	26,777	29,650
一般管理費合計	1,107,647	1,564,775
営業利益	563,822	505,354
営業外収益		
受取利息	2	5
受取配当金	12,181	9,012
有価証券売却益	-	105
有価証券評価益	-	60,945
雑収入	24	65
営業外収益合計	12,209	70,133
営業外費用		
有価証券売却損	9,000	-
有価証券評価損	7,566	-
為替差損	926	13,846
営業外費用合計	17,493	13,846
経常利益	558,538	561,641
特別利益		
リース債務免除益	1,925	-
特別利益合計	1,925	-
特別損失		
固定資産除却損	2,146	15
特別損失合計	2,146	15
税引前当期純利益	558,316	561,626
法人税、住民税及び事業税	221,767	248,158
法人税等調整額	14,302	20,942
法人税等合計	207,464	227,216
当期純利益	350,851	334,410

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日）

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産 合計	
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			株主資本 合計
			その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	649,500	616,875	1,314,401		2,580,776	
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	714,000		714,000	
当期純利益	-	-	350,851		350,851	
当期変動額合計	-	-	363,148		363,148	
当期末残高	649,500	616,875	951,253		2,217,628	

当事業年度（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日）

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産 合計	
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			株主資本 合計
			その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	649,500	616,875	951,253		2,217,628	
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	350,000		350,000	
当期純利益	-	-	334,410		334,410	
当期変動額合計	-	-	15,589		15,589	
当期末残高	649,500	616,875	935,663		2,202,038	

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法により行っています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～18年
器具備品	3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

但し、当期の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 決算日変更に関する事項

当社は平成30年6月25日開催の株主総会で決算日を3月31日から12月31日に変更致しました。これに伴い、当社の前事業年度は平成30年4月1日から平成30年12月31日までの9ヶ月間となりました。

表示方法の変更

（貸借対照表）

当会計年度より、従来「未収投資顧問料」と表示していた科目名称を、「未収運用受託報酬」に変更いたしました。この科目名称の変更は事業内容をより明瞭に表示するために行ったものであり、事業内容についての変更はありません。

（損益計算書）

当会計年度より、従来「投資顧問料」と表示していた科目名称を、「運用受託報酬」に変更いたしました。この科目名称の変更は事業内容をより明瞭に表示するために行ったものであり、事業内容についての変更はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成30年12月31日現在)	当事業年度 (令和元年12月31日現在)
建物	60,256千円	67,296千円
器具備品	86,374千円	94,905千円
リース資産	1,114千円	3,398千円
計	147,745千円	165,600千円

2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成30年12月31日現在)	当事業年度 (令和元年12月31日現在)
ソフトウェア	23,628千円	28,636千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成30年4月1日至平成30年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月25日 定時株主総会	普通株式	714	利益剰余金	30,962	平成30年3月31日	平成30年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成31年3月25日 定時株主総会	普通株式	350	利益剰余金	15,177	平成30年12月31日	平成31年3月25日

当事業年度（自平成31年1月1日至令和元年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成31年3月25日 定時株主総会	普通株式	350	利益剰余金	15,177	平成30年12月31日	平成31年3月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年3月25日 定時株主総会(予定)	普通株式	334	利益剰余金	14,483	令和元年12月31日	令和2年3月25日 (予定)

(リース取引関係)

1. ファイナンスリース取引

所有権移転外ファイナンスリース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

主として、コピー機(器具備品)であります。

(2)リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法 (3) リース資産」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
該当事項はありません。

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

金融商品の内容及びリスク

有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収運用受託報酬は、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収入金は、主に同一の親会社をもつ会社への債権であり、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

金融商品に係るリスク管理体制

当社は、有価証券について、毎月末に時価を算出し評価損益を把握しております。

また、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

なお、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度（平成30年12月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,782,877	1,782,877	-
(2) 有価証券	551,650	551,650	-
(3) 未収委託者報酬	883,464	883,464	-
(4) 未収運用受託報酬	138,471	138,471	-
(5) 未収入金	85,890	85,890	-
(6) 長期差入保証金	78,039	78,039	-
(7) 未払金	(743,161)	(743,161)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

当事業年度（令和元年12月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,892,572	1,892,572	-
(2) 有価証券	610,598	610,598	-
(3) 未収委託者報酬	851,875	851,875	-
(4) 未収運用受託報酬	110,890	110,890	-
(5) 未収入金	112,535	112,535	-
(6) 長期差入保証金	76,068	76,068	-
(7) 未払金	(678,521)	(678,521)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成30年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,782,877	-	-	-
未収委託者報酬	883,464	-	-	-
未収運用受託報酬	138,471	-	-	-
未収入金	85,890	-	-	-
長期差入保証金	-	78,039	-	-
合計	2,890,703	78,039	-	-

当事業年度（令和元年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,892,572	-	-	-
未収委託者報酬	851,875	-	-	-
未収運用受託報酬	110,890	-	-	-
未収入金	112,535	-	-	-
長期差入保証金	126	75,942	-	-
合計	2,967,999	75,942	-	-

(有価証券関係)

(1) 売買目的有価証券

	前事業年度 平成30年12月31日	当事業年度 令和元年12月31日
事業年度の損益に含まれた評価差額（は損）	7,566千円	60,945千円

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に係る期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日)	当事業年度 (自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日)
退職給付引当金期首残高	246,861 千円	249,086 千円
退職給付費用	53,422 千円	76,947 千円
退職給付の支払額	51,197 千円	30,724 千円
退職給付引当金期末残高	249,086 千円	295,309 千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日)	当事業年度 (自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	53,422 千円	76,947 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成30年12月31日)	当事業年度 (令和元年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	79,174 千円	96,900 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	76,270 千円	90,423 千円
未払費用否認額	3,494 千円	8,133 千円
未払事業税	2,844 千円	7,981 千円
その他	21,832 千円	1,119 千円
繰延税金資産の総額	183,613 千円	204,555 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成30年12月31日)	当事業年度 (令和元年12月31日)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
(調整)		
住民税均等割	0.31 %	0.17 %
交際費等永久差異	0.78 %	0.65 %
役員給与永久差異	5.41 %	8.94 %
その他	0.04 %	0.08 %
税効果会計適用後の法人税の負担率	37.16 %	40.46 %

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ピーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資 運用業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注1)	69,051	未払金	7,628
親会社の子会社	イーストスプリ ング・インベストメ ンツ(シンガポ ール)リミテッド	シンガポ ール	1百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	サービス契約	その他営業収 益の受取(注2)	239,433	未収入金	71,742
						調査業務の委託 計算業務の委託 情報システム 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払(注1) 委託計算費の 支払(注1) 情報関連費の 支払	1,016,583 11,407 32,364	未払金 未払金	281,189 6,097
親会社の子会社	イーストスプリ ング・インベストメ ンツ・サービス・ プライベートリミ テッド	シンガポ ール	1千5万 シンガ ポール ドル	その他 サービ ス業	なし	商標使用契約 役員の兼任	ロイヤリティ の支払	22,714	未払金	4,647
親会社の親会社	ブルーデンスハ ル・ホールディ ングス・リミテッド	英国 ロンドン市	3,463百万 英ポンド	持株 会社	なし	管理業務の委託	業務委託	49,514	未収入金	13,971
親会社の子会社	ブルーデンスハ ル・サービス・ア ジア	マレーシ ア	319百万 マレーシ アリンギ ット	サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	業務委託	41,551	未払金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注2)その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。
料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

当事業年度（自平成31年1月1日 至 令和元年12月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ピーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資 運用業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注1)	99,387	未払金	16,690
親会社の子会社	イーストスプリ ング・インベストメ ンツ(シンガポ ール)リミテッド	シンガポ ール	1百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	サービス契約	その他営業収 益の受取(注2)	454,285	未収入金	106,200
						調査業務の委託 計算業務の委託 情報システム 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払(注1) 委託計算費の 支払(注1) 情報関連費の 支払	1,255,493 9,201 44,575	未払金 未払金	224,921 7,866
親会社の子会社	イーストスプリ ング・インベストメ ンツ・サービス・ プライベートリミ テッド	シンガポ ール	1千5万 シンガ ポール ドル	その他 サービ ス業	なし	商標使用契約	ロイヤリティ の支払	27,296	未払金	4,518
親会社の親会社	ブルーデンスハ ル・ホールディ ングス・リミテッド	英国 ロンドン市	3,463百万 英ポンド	持株 会社	なし	管理業務の委託	業務委託	55,342	未払金	-
親会社の子会社	ブルーデンスハ ル・サービス・ア ジア	マレーシ ア	319百万 マレーシ アリンギ ット	サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	業務委託	57,647	未収入金	1,547

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注2)その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。
料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

ブルーデンスハル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（非上場）

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日）

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	4,532,349	128,214	239,433	4,899,996

当事業年度（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日）

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	5,234,276	323,624	454,285	6,012,186

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日)	当事業年度 (自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日)
1株当たり純資産額	96,167円75銭	95,491円69銭
1株当たり当期純利益金額	15,214円74銭	14,501円74銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日)	当事業年度 (自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日)
当期純利益	350,851千円	334,410千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純利益	350,851千円	334,410千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株	23,060株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社
 資本金の額 342,037百万円（2020年3月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名 称 株式会社日本カストディ銀行
 資本金の額 51,000百万円（2020年7月27日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	2,500百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
スターツ証券株式会社	500百万円	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
日産証券株式会社	1,500百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
播陽証券株式会社	112百万円	
フィデリティ証券株式会社	10,007百万円	
丸三証券株式会社	10,000百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
池田泉州T T証券株式会社	1,250百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
岡三にいがた証券株式会社	852百万円	
ごうぎん証券株式会社	3,000百万円	
九州FG証券株式会社	3,000百万円	
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）	1,760,904百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社肥後銀行	18,128百万円	
株式会社広島銀行	54,573百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社池田泉州銀行	61,385百万円	
株式会社イオン銀行	51,250百万円	
株式会社中国銀行	15,149百万円	銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	

一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等のみを行います。

(3) 投資顧問会社

名 称	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド (Eastspring Investments (Singapore)Limited)
資本金の額	1百万シンガポールドル(2019年12月末現在)
事業の内容	シンガポールにおいて、内外の有価証券等にかかる投資顧問業務およびその他付帯・関連する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管、管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社より、運用の指図に関する権限の一部につき委託を受けて投資判断・発注等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

委託会社と運用委託先である投資顧問会社との間に資本関係はありません。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙に、委託会社の名称および本店の所在地ならびに販売会社の名称を記載し、当ファンドのロゴ・マーク、図案、愛称等を記載することがあります。また、委託会社の名称等、当ファンドの概略的性格を表示する文言を記載することがあります。
2. 届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「投資信託の仕組み」および「投資信託の特徴」について記載することがあります。
3. 届出書本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」等の情報について、表等の表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。
4. 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
5. 目論見書は別称として、「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
6. 投資信託説明書（交付目論見書）の表紙に、委託会社の金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用開始日を記載することがあります。
7. 投資信託説明書（請求目論見書）に当ファンドの約款の全文を添付することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和2年3月5日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 泰二
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の令和元年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年8月5日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン2019年12月21日から2020年6月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン2020年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。